

令和6年度 第6回 理事会

日 時： 令和7年2月22日（土） 14：00 ～ 16：30
場 所： 麻生リハビリテーション大学校
出席者 理事：（三役） 西浦 健蔵、近藤 直樹、廣滋 恵一、松崎 哲治、諫武 稔
遠藤 正英
（理事） 佐藤 憲明、田代 耕一、善明 雄太、中村 雅隆、平田 大勝
永野 忍、後藤 圭、志田啓太郎、齊藤 貴文、岡本 伸弘
岩佐 聖彦、村上 武士、安 勇喜
監事： 田中 裕二、泉 清徳、日野 敏明
欠席者 理事：（理事） 今村 純平、佐々木圭太、脇坂 成重、久保田勝徳、吉田 大地
選挙管理委員会：秋 達也
役員報酬委員会：佐川 優、増見 伸、川上 慧
事務局出席：中山 祥子、笹栗 淳子
書記：山坂 誠一、池永千寿子

【議長選出】

会定款第31条2項に則り、西浦 健蔵会長が全会一致で選出された。

【議事録署名について】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条3項に則り、代表理事及び監事の署名について確認がなされた。

審議事項	（事業・会議別）	（事業分類）	（提出部局等）
1. 令和7年度予算案および令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて	事業	法人	西浦会長
2. 会館設立検討委員会の設置について	事業	法人	西浦会長
3. 令和7年度事業計画について	事業	法人	西浦会長
公益社団法人福岡県理学療法士会ハラスメント防止規定			
4. 福岡県理学療法士会ハラスメント相談・解決処理マニュアルフロー ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル 公益通報者保護規程 整備について	事業	法人	諫武副会長
5. 謝金規程改訂について	事業	法人	近藤専務理事
6. 福岡県理学療法士会 入会オリエンテーションについて	事業	法人	管理部総務 担当理事
7. 令和7年度定時総会開催日時について	事業	法人	管理部総務 担当理事
8. 新規オンライン研修会事業について	事業	公益1	学術推進部 理事
9. 日本理学療法士協会名誉会員推薦について	事業	法人	表彰委員会

報告事項	（事業・会議別）	（事業分類）	（提出部局等）
1. 会長活動報告	事業	法人	西浦会長
2. 廣滋副会長活動報告	事業	法人	廣滋副会長

3.	松崎副会長活動報告	事業	法人	松崎副会長
4.	諫武副会長活動報告	事業	法人	諫武副会長
5.	遠藤副会長活動報告	事業	法人	遠藤副会長
6.	「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の一部を改正する法律について	事業	法人	近藤専務理事 管理部財務 担当理事
7.	会員動向について	事業	法人	近藤専務理事
8.	後援名義について	事業	法人	近藤専務理事
9.	士会承認症例報告会・士会承認研修会報告	事業	公益 1	近藤専務理事
10.	専務理事活動報告	事業	法人	近藤専務理事
11.	令和 7 年度理事会開催日程について	会議	法人	管理部総務 担当理事
12.	福岡県理学療法士会 入会オリエンテーション	事業	法人	管理部総務 担当理事
13.	管理部（総務）会議報告	会議	法人	管理部総務 担当理事
14.	公式アプリ、公式 LINE 登録者数および FPTA タイムズ配信数について	事業	公益 2	管理部広報 担当理事
15.	長崎県災害リハビリテーション研修会視察報告	事業	法人	管理部災害対 策担当理事
16.	管理部（災害対策）会議報告	会議	法人	管理部災害対 策担当理事
17.	学術推進部会議報告 1	会議	公益 1	学術推進部 理事
18.	学術推進部会議報告 2	会議	公益 1	学術推進部 理事
19.	天皇杯・皇后杯 第 41 回飯塚国際車いすテニス大会（Japan Open2025/Iizuka Open2025） 第 1 回実行委員会	会議	公益 3	職能事業 担当理事
20.	スポーツ事業研修会	事業	公益 3	職能事業 担当理事
21.	市民公開イベント事前事業	事業	公益 2	職能事業 担当理事
22.	Furee worKU 事業	事業	公益 2	職能事業 担当理事
23.	第 23 回健康 21 世紀福岡県大会実行委員会（第 3 回）	会議	公益 2	職能教育 担当理事
24.	県民健康づくりセミナー	事業	公益 2	職能教育 担当理事
25.	令和 6 年度 福岡県介護業務における介護職員の腰痛予防研修会（応用編）	事業	公益 3	職能教育 担当理事
26.	令和 6 年度 学校保健等教育関連理学療法研修会	事業	公益 1	職能事業 担当理事
27.	健康促進支援事業	事業	公益 3	職能事業 担当理事

28.	北九州ブロックアンケート実施報告	事業	その他	北九州ブロック 総務・財務 担当理事
29.	令和6年度北九州ブロック 北九州1支部マネジ メント研修会（日本理学療法士協会指定管理者 研修会）	事業	公益1	北九州ブロック 総務・財務 担当理事
30.	飯塚市理学療法士・作業療法士・言語聴覚士派 遣業務	事業	公益3	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
31.	桂川町理学療法士・作業療法士・言語聴覚士派 遣業務	事業	公益3	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
32.	北九州2支部体力測定会	事業	公益2	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
33.	北九州マラソン実行委員会	会議	公益2	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
34.	嘉麻市理学療法士・作業療法士・言語聴覚士派遣 業務	事業	公益3	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
35.	第2回筑豊地区地域包括ケア実践交流会	事業	公益3	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
36.	水巻町在宅老人世帯等住宅改造助成事業	事業	公益3	北九州ブロック 保健福祉 担当理事
37.	北九州支部研修会	事業	公益2	北九州ブロック 学術研修 担当理事
38.	北九州支部会議	会議	公益3	北九州ブロック 学術研修 担当理事
39.	福岡支部研修	事業	公益1	福岡ブロック 学術研修 担当理事
40.	福岡ブロック研修会 事前会議報告	会議	公益1	福岡ブロック 学術研修 担当理事
41.	福岡ブロック研修会	事業	公益1	福岡ブロック 学術研修 担当理事
42.	委託事業報告	事業	公益2	福岡ブロック 保健福祉 担当理事
43.	福岡ブロック保健福祉部会議	会議	公益2	福岡ブロック 保健福祉 担当理事
44.	地域活動	事業	公益2	福岡ブロック 保健福祉 担当理事
45.	福岡市理学療法士派遣事業検討会議	会議	公益3	福岡ブロック 保健福祉 担当理事
46.	第6回福岡ブロック会議（総務・財務部）	会議	法人	福岡ブロック長

47.	福岡ブロック 3 支部合同マネジメント研修会 (管理者研修会)	事業	法人	福岡ブロック長 総務・財務 担当理事
48.	福岡ブロック部長の異動について	事業	法人	福岡ブロック 保健福祉 担当理事
49.	第 3 回筑後 1 支部研修会	事業	公益 1	筑後ブロック 学術研修 担当理事
50.	第 2 回筑後ブロック保健福祉担当者会議	会議	公益 2	筑後ブロック 保健福祉 担当理事
51.	令和 6 年度 第 4 回久留米市地域包括ケア実践 交流会	事業	公益 3	筑後ブロック 保健福祉 担当理事
52.	令和 6 年度「久留米市フレイル予防啓発イベン ト」への参加	事業	公益 2	筑後ブロック 保健福祉 担当理事
53.	第 2 回「久留米市フレイル啓発予防イベント」 関係者会議	事業	公益 3	筑後ブロック 保健福祉 担当理事
54.	第 3 回「久留米市フレイル啓発予防イベント」 関係者会議	事業	公益 3	筑後ブロック 保健福祉 担当理事
55.	令和 7 年度 介護認定審査会委員、地域包括ケ ア会議出席者等の推薦	事業	公益 3	筑後ブロック 保健福祉 担当理事
56.	第 3 回役員報酬委員会	会議	法人	役員報酬委員会 委員長
57.	令和 6 年度役員報酬について	事業	法人	役員報酬委員会 委員長
58.	委員会報告	会議	法人	選挙管理委員長
59.	役員選挙結果について	事業	法人	選挙管理委員長
60.	会議報告	会議	法人	研究助成審議会 委員長
61.	会議報告 0	会議	法人	福岡県理学療 法士養成校 連絡協議会
<u>依頼事項</u>		(事業・会議別)	(事業分類)	(提出部局等)
1.	新組織体制の点検・強化について	事業	法人	廣滋副会長

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	西浦 健蔵	職	会長
議題	令和 7 年度予算案および令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込みについて		
内容及び 提出主旨	令和 7 年度の予算案および資金調達及び設備投資の見込みについて、ご審議いただきたい。 添付資料：有（審議_会長_1）		
主な 意見内容等	特になし		
結果	全会一致で承認 終了		

令和7年度 収 支 予 算 書 内 訳 表(案)												
令和7年 4月 1日から令和8年 3月 31日まで												
												(単位:円)
科 目	計1	計2	計3	共通	小計	他1	共通	小計	法人会計	内取寄せ団体	合計	前年度予算 合計
1 一般行政経費(総務)の部												
1. 総務経費の部												
(1) 総務経費												
総務会費	0	0	0	80,000,000	80,000,000	0,000,000	0	80,000,000	24,000,000	0	80,000,000	60,000,000
会費・会費金	0	0	0	30,000,000	30,000,000	0,000,000	0	30,000,000	24,000,000	0	60,000,000	60,000,000
事務経費	0,000,000	480,000	0,480,000	0	0,480,000	0,000,000	0	0,480,000	0	0	0,480,000	977,100
広告宣伝費	0	100,000	0	0	100,000	20,000	0	20,000	0	0	120,000	120,000
会費・派遣費	0	380,000	0,480,000	0	0,860,000	0	0	0	0	0	5,820,000	6,651,000
交際・送迎費	3,000,000	0	0	0	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000
実用雑費金等	1,410,000	0	0,000,000	0,100,000	0,200,000	0	0	0	0	0	0,200,000	4,100,000
日本学術振興会学術助金	100,000	0	0	3,100,000	3,200,000	0	0	0	0	0	3,200,000	3,100,000
その他雑費金	1,310,000	0	0,100,000	0	2,120,000	0	0	0	0	0	2,120,000	1,000,000
旅費	0,000,000	0	0	0	0,000,000	0	0	0	0	0	0,000,000	14,000
文書・資料・印刷費	20,000	0	0	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000	20,000
事務利用料	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000	0	120,000	120,000
その他経費	0	0	0,000,000	0	0,000,000	0	0	0	0	0	0,000,000	73,900
委託事業等手数料	0	0	0,000,000	0	0,000,000	0	0	0	0	0	0,000,000	73,900
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	5,000	3,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	5,000	3,000
雑費合計	4,490,000	480,000	0,880,000	83,100,000	44,870,000	0,020,000	0	0,020,000	24,120,000	0	70,010,000	74,788,000
(2) 経費内訳												
事務費	22,081,180	12,996,320	18,264,810	0	62,702,120	0,423,700	0	0,423,700	18,066,180	0	80,128,620	574,750
燃料・水	2,870,000	4,407,300	7,077,300	0	14,350,000	2,850,000	0	2,850,000	16,400,000	0	16,400,000	146,400
燃料・電気	492,200	894,450	1,114,350	0	2,281,000	323,000	0	323,000	2,884,000	0	2,884,000	241,600
運輸・燃料費	137,780	211,560	339,480	0	688,800	98,400	0	98,400	710,000	0	710,000	78,200
食費	2,578,800	590,000	242,000	0	3,410,800	20,000	0	20,000	3,430,800	0	3,430,800	3,818,000
旅費・交通費	2,788,000	788,000	870,000	0	4,446,000	0	0	0	4,446,000	0	4,446,000	5,210,000
役員・労働費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400,000
文書費	5,000	0	0	0	5,000	0	0	0	5,000	0	5,000	0
食費	4,250,000	300,000	20,000	0	4,570,000	0	0	0	4,570,000	0	4,570,000	5,065,000
通運・運賃	278,800	328,750										

資金調達及び設備投資の見込み
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 資金調達の見込みについて
当該年度における借入予定なし
2. 設備投資の見込みについて
当該年度における借入予定なし

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	西浦 健蔵	職	会長
議題	会館設立検討委員会の設置について		
内容及び 提出主旨	会館設立準備をするのではなく、今後は積立金満期延長申請・資金や資産運用なども含めた、会館設立検討が必要と思われる。 よって、会館設立検討委員会の設置が必要と考える 委員長 松崎 哲治 氏（副会長） 委員 近藤 直樹 氏（理事） 委員 田代 耕一 氏（理事） 委員 永友 靖 氏（外部） 委員 笹栗 淳子 氏（外部） 委員会回数：3 回程度 添付資料：無		
主な 意見内容等	質問 1． 積立金満期延長申請・資金や資産運用なども含めたという文言について 回答：資金運用委員会（仮）を設立し運用・管理していく予定 質問 2． 懇談会で会館設立について他の理事から多数の意見があり、会館設立に否定的な意見も挙がったため、それを踏まえた人選をした方がいいのではないか。 回答：委員については再検討する。追加の関しては会長一任とする。 質問 3． この審議事項について行政庁に専務理事が確認しに行ったとの報告があったが、資料に載っていないのはなぜか？ 回答：資料に追加する		
結果	委員追加と資料の一部修正を実施すること 全会一致で承認 終了		

公益社団法人福岡県理学療法士会

令和 7 年度事業計画

事業計画 総括

会長 西浦 健蔵

重点項目

1. 支部体制の活性化

令和 6 年度は組織の改編を行い、3 ブロック体制をスタートさせた。よって令和 7 年度以降は、福岡・北九州・筑後の 3 ブロック内で組織体制の強化を図っていく。その意味で今後益々の 8 支部体制（福岡 1 支部・福岡 2 支部・福岡東支部、北九州 1 支部・北九州 2 支部・筑豊支部、筑後 1 支部・筑後 2 支部）の活性化が重要となる。特に、若手会員のアイデアや行動力に期待し、支部内でのアクティブな事業参画を期待している。公益事業の具体例として、地域における健康づくり事業や介護予防事業、地域包括ケアシステムに関する事業、小・中・高校生等への運動器関連ならびにスポーツ傷害（障害）予防事業、パラスポーツや北九州・福岡マラソン等へのメディカルサポート事業などが挙げられる。

8 支部それぞれに地域の特性や強み、あるいは会員の声等を生かして、オリジナリティをもって発案した事業内容が展開できるよう支援する。好事例を共有することで、各支部がより効果的に事業を拡大でき、さらには新事業が展開できる組織づくりを行う。

2. 各種団体との連携強化について

1) 日本理学療法士協会九州ブロック会との連携

- ・令和 6 年度から始まった九州理学療法士サミット（各県担当者会議）の開催に伴い、学術・職能・管理者ネットワーク・事務所機能強化の情報ならびに意見交換を深める。
- ・各県士会および九州ブロック会からの提案ならびに予算要望を必要に応じて、日本理学療法士協会に提出できるよう協議をすすめる。
- ・九州理学療法士学術大会の支援をすすめる。

2) 福岡県作業療法協会・福岡県言語聴覚士会との連携

- ・リハビリテーション部門の管理者研修会を 3 団体で企画し、各県士会事業の共有、入会促進、休会退会者の抑制および政策の重要性について共有し、さらなる連携強化を図っていく。

3) 福岡災害リハビリテーション推進協議会（福岡 JRAT）との連携

- ・リハビリテーション専門職種として、地域ネットワークの構築、有事時の組織設立等のシミュレーションの実施など、平時からの備えが行える環境を福岡 JRAT と協同で整備する。

4) 福岡県理学療法士連盟との連携

令和 6 年度（2024 年度）の報酬改正で初めて処遇改善につながる報酬が組み込まれたが、今後も保健・医療・介護・福祉等での理学療法士の価値が行政庁や企業に認められ、選ばれる職種となるよう福岡県理学療法士連盟と連携し、政策を要望していく。

【令和 7 年度福岡県予算等に対する政策要望事項】

- ① 福岡県介護予防市町村支援事業の登録枠拡大と登録窓口の新設について

当会所属の自宅会員(定年退職等で病院に所属していない会員等)に派遣機会を設けることで地域包括ケアに多くの理学療法士が寄与することが可能となる。介護事業を充実させるためにも当会を窓口とした派遣登録ならびに派遣に関する予算項目の新設を要望している。

② 介護予防実例集作成事業について

現在の介護予防事業では、各地域の特性を生かした様々な事例がある中で、理学療法士の関与も大きく、実践例を集めて費用対効果の高い支援を参考にできるよう情報の共有化が求められる。好事例を集め冊子にすることで期待できる効果として、関係職種による好事例の集積意欲、介護予防事業の質の向上が期待できる。このため、福岡県内で理学療法士が実施している介護予防事業(転倒予防教室、認知症予防教室など)の実践例を集めた冊子作成の事業化と費用の予算化を要望している。

③ 県健康アプリと体力測定データ活用について

県が作成している健康アプリの普及啓発の一環として、個人の健康管理データ(筋力や柔軟性、バランス能力などの測定情報)が把握できるよう、当会が定期的に実施している体力測定会の測定項目を健康アプリに沿った形で行いたい。また、新たな体力測定項目の検討、当会の広報誌「ぴしゃっと」掲載の運動指導情報を健康アプリで確認することも可能である。この体力測定会への活動費を要望している。

④ 就労世代の健康管理支援事業について

姿勢動作分析に基づく労働者への動作指導や作業改善に理学療法士の視点を加えることは腰痛による欠勤の予防効果が期待できる。また近年、65歳以上高齢者の再就職や再雇用者の数も増加しており、転倒事故の発生件数の増加が問題となっている。「第14次労働災害防止計画(令和5年3月/厚生労働省労働基準局)の目指す社会」にもあるように、安全と健康の確保の更なる促進を図ることに本会としても寄与したいと考えている。職場における動作指導や転倒予防対策を実施するための理学療法士派遣事業の新設と出務に関する予算化、派遣者教育・研修会開催費用の補助を要望している。

⑤ 小児リハビリテーションにおける理学療法士の教育環境の整備に関する要望

障害を持つ児童の在宅ケアの需要が急増しており、2024年の医療保険診療報酬改定で、医療的ケア児の在宅ケアに加算が付くなど対応が重視される方針が示された。しかし、在宅ケアを提供する施設および理学療法士の数が不足しており、小児リハビリテーション分野における専門職の対応が追いついていない。これらの課題を解決するため、小児リハビリテーションの中でも特に医療的ケア児の在宅ケアに従事するリハ専門職の育成と教育環境の整備を強化することを要望している。

⑥ 小学生または中学生に対する運動器の健康課題に対する取り組み支援について

平成20年1月17日中央教育審議会の答申において、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために 学校全体としての取組を進めるための方策について」が議題に挙げられている。学校教育において、各専門家が介入する機運が高まっているが、子どもにおける運動器の健康に対しては、理学療法士が一助を担えると考えている。具体的には、予防的観点の体力測定や運動指導、教諭・保護者への啓発事業を実施することで、運動器の健康課題に対して、教諭・保護者・生徒自身が能動的に行動をする動機付けにしたいと考えている。これらを継続し、広めるためにはモデルケース(生徒に対する取り組み)が必要であり、人材確保や人材育成が必要である。県の予算で活動をしたいと要望している。

3. 第61回日本理学療法学術研修大会 in 福岡の開催準備(令和8年(2026年)5月開催予定)

日本におけるリハビリテーション発祥の地を有する福岡県として、本学術研修大会では臨床現場で即実践ができるよう理学療法士の臨床技能を高めることを目指す。具体的には、多様化する理学療法士の対象疾患および領域・分野において、様々な視点から系統的に学べる企画を主な構成とする予定である。

加えて、本学術研修大会の運営等に 20～30 歳代の若い世代を積極的に登用することで、将来に向けた本会の組織力の強化ならびに活性化を図る。

事業詳細（各公益事業、その他事業、法人事業の主な内容）

【公益事業 1. 理学療法士の知識及び技術の向上を図る事業】

本事業は、理学療法士の理学療法実践能力を向上させる理学療法の専門的知識と技術についての教育活動を通して、地域住民の健康増進及び疾病予防等に寄与する事業である。

公益 1－1 理学療法専門領域研修会 ※ 〇 内の回数は令和 6 年度の計画回数

理学療法で実施される神経疾患、運動器疾患、内部障害の 3 領域に加えて、物理療法、生活環境支援、基礎理学療法の 3 領域を合わせた 6 領域において、より高い専門的知識と技術の向上を図るための研修会等を実施する。

1) 全県研修会： 9 回（7 回）

開催場所：県内公共施設等又は会員所属施設

- | | | |
|----------------------------|---|---------------|
| (1) 第 107 回福岡県理学療法士会学術研修大会 | : | 3 回（1 回）各ブロック |
| (2) 訪問リハビリテーション実務者研修会 | : | 1 回（1 回）保健福祉部 |
| (3) 理学療法士講習会 | : | 1 回（1 回）学術推進部 |
| (4) 産業理学療法研修会 | : | 1 回（1 回）保健福祉部 |
| (5) 学校保健等教育関連理学療法研修会 | : | 1 回（1 回）保健福祉部 |
| (6) 災害医療研修会 | : | 2 回（2 回）管理部 |

2) 各ブロック支部研修会： 23 回（30 回）

開催場所：県内公共施設等又は会員所属施設

県内を 3 ブロック 8 支部に区分し、参加しやすいように計画している。

- | | | |
|--------------|---|-------------------|
| (1) 北九州ブロック | : | 0 回（2 回）※全県研修会に移管 |
| (2) 北九州 1 支部 | : | 3 回（3 回） |
| (3) 北九州 2 支部 | : | 4 回（3 回）症例報告会含む |
| (4) 筑豊支部 | : | 3 回（3 回） |
| (5) 福岡ブロック | : | 0 回（2 回）※全県研修会に移管 |
| (6) 福岡 1 支部 | : | 3 回（3 回） |
| (7) 福岡 2 支部 | : | 3 回（3 回） |
| (8) 福岡東支部 | : | 3 回（3 回） |
| (9) 筑後ブロック | : | 0 回（2 回）※全県研修会に移管 |
| (10) 筑後 1 支部 | : | 2 回（3 回） |
| (11) 筑後 2 支部 | : | 2 回（3 回） |

公益 1－2 基礎実践教育等研修

免許取得後の理学療法士の実務実践能力の向上及び免許取得を目指す者とそれを指導する指導者育成のための研修会等を実施する。

1) 新人教育研修： 0 回（1 回）学術推進部 ※日本理学療法士協会主催研修会（E-ラーニング）で対応

理学療法士が養成校等で習得した理学療法実践技術を臨床現場での理学療法実践能力として確実なものにするために、新人理学療法士の理学療法実践能力の向上を図る研修会等を実施する。

開催場所：県内公共施設等又は会員所属施設

- (1) 新人研修会： 0回(1回) 学術推進部 ※日本理学療法士協会主催研修会(E-ラーニング)で対応
- 2) 指導者育成研修： 7回(7回) 学術推進部

免許取得後の理学療法士及び免許取得を目指す者への理学療法実践能力を向上させるための知識・支援方法を習得した指導者育成のための研修会等を実施する。

開催場所：県内公共施設等又は会員所属施設

- (1) 臨床実習指導者研修会： 2回(2回) 学術推進部 講習会受講後対象者の研修会含む
- (2) 地域包括ケアシステム推進リーダー研修会： 2回(2回) 保健福祉部
- (3) 介護予防推進リーダー研修会： 2回(2回) 保健福祉部
- (4) 妊娠・出産期の就労支援研修会： 1回(1回) 保健福祉部
- 3) 管理者研修会(支部) 協会指定管理者研修会(初級) 取得可能： 6回(8回)
北九州ブロック3回 福岡ブロック3回 筑後ブロック0回
- 4) 三士会合同管理者研修会： 1回(1回)

公益1-3 福岡県理学療法士学会

理学療法の知識・技術の向上を図るために理学療法士及び医療・福祉関係者に対し、演題発表を通じて理学療法の成果を報告し、意見交換を行うと共に、テーマに応じた特別講演やシンポジウムを実施することで、理学療法についての情報共有を図る。

開催数： 1回(1回) 学術推進部

公益1-4 学術誌刊行

理学療法の知識・技術の向上を図るため、理学療法の成果の報告や各研修会での講演内容を報告することで、研修会や学会等に参加できない者に対しても学術誌等の媒体を通じて研修内容の提供・周知を行う。

発行回数：①理学療法福岡： 1回(1回) PDFで配布 学術推進部

②学会特別号： 1回(1回) PDFで配布 学術推進部

配布先：会員及び各県理学療法士会をはじめ、医療・福祉団体に無料で配布。

【公益事業2. 理学療法の知識・技術の普及を行う事業】

本事業は、県民参加型の活動やホームページ等の媒体を通じ、理学療法の目的及び理学療法で行われる運動療法や日常生活での基本動作等の知識・技術を広く地域住民に普及・啓発することで、より良い生活技術方法等を広め、地域住民の健康増進及び生活の質の向上に寄与する事業である。

公益2-1 県民参加型の活動

- 1) 市民公開講座： 3回(1回) 各ブロック

開催場所：県内公共・福祉施設等

- 2) 健康増進・疾病予防教室等

- (1) 介護予防教室： 3回(3回) 各ブロック

地域住民を対象に転倒の原因とその予防について講演ならびに実技を行う。

開催場所：県内各地の公民館、市民センターなど

- (2) 体力測定会：北九州ブロック； 5回(5回) 福岡ブロック； 1回(1回) 筑後ブロック； 2回(1回) 地域住民を対象に筋力、柔軟性、バランスの状態の評価及び助言・指導を行う。

開催場所：市民センター、ショッピングモール、公共交通機関コンコースなど

- (3) 健康増進・疾病予防等支援： 2回(2回) 保健福祉部

地域住民等を対象に健康増進、障がい・疾病予防等を目的とした講演、実技指導等の支援を行う。

開催場所：県内各地の市民センター、学校、事業所など

- 3) 県民健康づくりセミナーの企画・運営： 1回(1回) 保健福祉部

- 4) 他団体の開催するイベントでのブース設置： 4回(4回)

- (1) 健康21世紀福岡県大会： 1回(1回) 保健福祉部

- (2) 各市町村等が開催する健康づくり事業等： 2回(2回) 保健福祉部

- (3) 北九州マラソン2025： 1回(1回) 北九州ブロック

公益2-2 インターネット等の媒体を用いた活動

- 1) ホームページの管理

理学療法および理学療法士についての情報の配信

当士会に関する情報の配信

研修会、学会、学術大会、市民公開講座、関連団体等に関連する案内の配信

- 2) 広報誌の発行

県民と会員を対象に、当士会活動報告及び研修会開催等の情報提供

発行回数：年2回(2回)、各2,000部(各2,000部) 会員向けは電子広報誌として提供 管理部

- 3) その他広報媒体を用いた広報活動：年240回(12回)程度 管理部

幅広い年代への広報を目的とした、公式アプリ、公式LINE、SNS等による多角的な情報配信

- 4) フォトコンテストの開催

理学療法士の魅力ややりがい伝えるため、理学療法にまつわる笑顔をテーマとしたフォトコンテストを開催

年2回 管理部

- 5) FureeworKU 事業

県民や会員、養成校学生など多くの方を対象とした、理学療法士の普及啓発を目的として、理学療法士の新しい働き方や魅力を発信する

年9回(回) 保健福祉部 要確認

【公益事業3. 理学療法の知識・技術を提供する事業】

本事業は、当会の活動趣旨に沿った団体・機関が主催する事業等に対し、身体の機能低下や機能維持・向上に関する理学療法の知識・技術を提供することにより、障がい者及び高齢者の健康増進・生活の質の向上に寄与する事業である。

公益3-1 バリアフリーアドバイザーへの協力

障がい者等の生活の質の向上を図る目的で、対象者の生活状態にあった住宅改修の必要な箇所や施工方法・介護機器の利用等の身体機能に応じた提案及び助言のために会員を出務させる。

協力件数：20件(20件) 管理部

公益３－２ 障がい者及び高齢者に関する各種委員会および団体への推薦

「介護保険法」及び「障害者総合支援法」等に基づく、行政機関の各種委員会や障がい者及び高齢者支援を行う団体からの委員推薦依頼に対し、高齢者の身体の機能維持・向上を目的に、委員を推薦する。

- (1) 福岡県障害者介護給付費等不服審査会
- (2) 福岡県介護実習普及事業
- (3) 各市町村介護認定審査会
- (4) 地区包括支援センター地域ケア推進協議会
- (5) 福岡県介護支援専門員協会
- (6) 飯塚市高齢者対策推進協議会
- (7) 各市町村障害程度区分認定審査会
- (8) 福岡市障がい者介護給付費等認定審査会
- (9) 障害者制度改革について考える地域フォーラム
- (10) 福岡県および市町村

公益３－３ 健康増進・疾病予防等に関するセミナー等への協力

健康増進・疾病予防等に対する理解を深め、身体の機能維持・向上を図るために講師等を推薦し派遣する。

- (1) 健康促進支援事業：保健福祉部
・トヨタ自動車九州工場
- (2) 福岡県介護業務における介護職員の腰痛予防研修会（基礎編・応用編）：保健福祉部
- (3) 理学療法士委託派遣事業：各ブロック保健福祉部
【福岡市】：介護予防事業
【北九州市】：すこやか住宅改修助成事業
【久留米市】：地域リハビリテーション活動支援事業
【糸島市】：地域ケア会議、訪問Ｃ事業、通所Ｂ事業、介護予防指導者養成事業、在宅医療介護連携コーディネートステップアップ研修事業
【飯塚市】：介護予防事業、地域ケア会議研修会、地域ケア会議、住宅改修や福祉用具の導入訪問への派遣
デイサービス事業所へのリハ職派遣事業、デイサービス事業所の介護職員を対象とした研修会
【桂川町】：フレイル予防事業
【筑前町】：訪問Ｃ事業
【水巻町】：訪問Ｃ事業、地域リハビリテーション活動支援事業
【嘉麻市】：介護予防事業
【八女市】：訪問Ｃ事業
- (4) 福岡市等の中小企業および団体に対して理学療法士の派遣：福岡ブロック

公益３－４ スポーツ大会等に会員が出務する事業

スポーツの大会等において、新たな疾病・障がいの予防を目的に、ウォーミングアップやクールダウン等の支援及び運営支援を行う。

- (1) 飯塚国際車いすテニス大会：１回（１回）保健福祉部
- (2) 福岡県障がい者スポーツ大会：１回（１回）保健福祉部

(3) その他スポーツ障害予防に対する活動全般： 5 回 (5 回) 保健福祉部

・ 高校野球福岡県大会 (春季大会、秋季大会)

・ 障がい者スポーツ (ボッチャ、福岡パラスタープロジェクト (F-STAR)) ←要確認

・ 福岡県中学校体育連盟主催大会 (バスケットボール、野球など) ←要確認

【その他事業 会員の福利厚生に関する事業】

その他1 自己研鑽支援

1) 研究助成： 2 件まで (2 件まで) 学術推進部

2) 研修会参加助成

3) FPTA タイムズ (メール通信) を利用した情報配信：年 20 回程度 管理部

その他2 会員相互交流支援

1) ブロックアンケート：6 回 各ブロック (福岡 1 回 北九州 4 回 筑後 1 回)

その他3. 未就業会員への求人情報提供

未就業会員からの問い合わせに対し本会で把握する求人情報を提供し就職支援を行う。

その他4. 医療保険・介護保険に関する情報提供

診療報酬及び介護報酬に関する運用状況や理学療法士の処遇についての情報を得ることで、会員が所属する施設において理学療法業務が円滑に行えるよう支援する。

1) 介護保険関連施設での運用上の問題点等の情報

2) 会員所属施設を対象に処遇状況の情報

3) 診療報酬減点査定の状況の情報

その他5. 資格取得支援

1) 地域包括ケアシステム推進リーダーおよび介護予防推進リーダー

e ラーニング受講免除の為に士会推薦書発行

その他6. 施設利用優待

法人登録をしている施設利用の優遇情報の提供・案内

【法人事業】

1) 代議員総会開催： 1 回 (1 回) 管理部

2) 理事会開催： 6 回 (6 回) 管理部

3) 新人オリエンテーション開催： 4 回 (3 回) 各ブロック 管理部

【各種委員会】

1) 組織検討委員会開催： 3 回 (0 回) 各委員長

2) 選挙管理委員会開催： 10 回 (9 回) 各委員長

3) 研究助成審議会： 2 回 (0 回) 各委員長

- 4) 表彰委員会 : 3回 (2回) 各委員長
- 5) 倫理・懲罰委員会 : 2回 (0回) 各委員長
- 6) 役員報酬委員会 : 2回 (2回) 各委員長
- 7) 福岡県理学療法士養成校連絡協議会 : 3回 (3回) 各委員長
- 8) 会館設立検討委員会 : 3回 各委員長

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	諫武 稔	職	副会長
議題	公益社団法人福岡県理学療法士会ハラスメント防止規定 福岡県理学療法士会ハラスメント相談・解決処理マニュアルフロー ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル 公益通報者保護規程 整備について		
内容及び 提出主旨	公益社団法人福岡県理学療法士会ハラスメント防止規定および 相談・窓口解決処理マニュアルフロー ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル 公益通報者保護規定案を作成したので運用開始について承認をいただきたい 添付資料：有（審議_副会長 1・4）		
主な 意見内容等	特になし		
結果	全会一致で承認 終了		

公益社団法人福岡県理学療法士会 ハラスメント防止規程（案）

第1条(目的)

本規程は、就業規則第12条に基づき、公益社団法人福岡県理学療法士会内（以下、法人内）におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（以下「法人内におけるハラスメント」という）を防止するために役員及び従業員が遵守すべき事項を定める。なお、この規定にいう役員とは、理事、監事、相談役、部長を示す。従業員とは、事務所に勤務する正社員及び契約社員等の非正規社員及び派遣労働者を示す。

第2条(定義)

パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、法人内におけるパワーハラスメントには該当しない。

2 セクシュアルハラスメントとは、法人内における性的な言動に対する他の役員、会員又は従業員の対応等により当該役員、会員又は従業員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の役員、会員又は従業員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらず、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

3 前項の役員、会員又は従業員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての役員、会員又は従業員を含むものとする。

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、法人内において、上司や同僚が、従業員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により従業員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性従業員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

5 第1項、第2項及び第4項の法人内とは、法人事務所のみならず、役員及び従業員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、従業員については、就業時間内に限らず、実質的に法人内の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

第3条(禁止行為)

すべての役員及び従業員は、他の役員及び従業員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、法人内における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、法人内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、

法人内の役員及び従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

2 パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)

- ① 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- ② 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
- ③ 自身の意に沿わない従業員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
- ④ 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、業務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- ⑤ 管理職である部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- ⑥ 他の役員及び従業員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の役員及び従業員に暴露するなどの個の侵害

3 セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為)

- ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③ うわさの流布
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際・性的関係の強要
- ⑦ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑧ その他、相手方及び他の役員及び従業員に不快感を与える性的な言動

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為)

- ① 部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- ② 部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ③ 部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ④ 部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- ⑤ 部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

5 部下である従業員が法人内におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

第4条(懲戒)

次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- ① 第3条第2項(①を除く。)、第3条第3項①から⑤及⑧及び第4項の行為を行った場合

就業規則第42条(1)から(3)に定める譴責、減給、出勤停止

- ② 前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第2項①又は第3条第3項⑥、⑦の行為を行った場合

就業規則第42条(5)に定める懲戒解雇

第5条(相談及び苦情への対応)

ハラスメントに関する相談及び苦情への対応の具体的な方法等については「公益通報者保護規程第2章の通報処理体制及び第3章の当事者の責務」に準じて行うものとする。

第6条(再発防止の義務)

法人事務局専務理事は、法人内におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、会社全体の業務体制の整備等、適切な再発防止策を講じなければならない。

第7条(業務体制の整備)

法人事務局専務理事は妊娠・出産、育児や介護を行う役員および従業員が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため業務配分の見直し等を行う。業務体制の整備について、役員および従業員の相談に対応する。

2 役員および従業員は法人が整備する妊娠・出産、育児や介護に関する制度を就業規則等により確認する。制度や措置を利用する場合には、早めに上司に相談し、制度の円滑な利用のために業務に関わる従業員との円滑なコミュニケーションを図るよう努める。

第8条(その他)

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動を行わないよう注意すること。

(付則)

本規程は、20〇〇年〇月〇日より施行する。

ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル



2025年〇月

公益社団法人 福岡県理学療法士会

目 次

第 1 ハラスメントの類型	3
1 セクシュアルハラスメント	3
2 パワーハラスメント	4
3 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	6
第 2 職員に望まれる事項	8
1 ハラスメントの加害者とならないために	9
2 ハラスメントを受けた者	9
3 ハラスメントが発生していることに気づいた周りの者	9
4 ハラスメントに関する相談を受けた者	
第 3 相談への対応	1 0
1 相談体制	1 0
2 相談を受ける者の基本的な心構え	1 0
3 相談の進め方	1 1
(1) 相談者からの事実関係等の聴取	1 1
(2) 行為者からの事実関係等の聴取	1 2
(3) 第三者からの事実関係等の聴取	1 2
(4) 聴取後の対応	1 2
(5) 相談の記録	1 3
4 相談への対応例	1 4
(2) 被害者からの相談	1 4
(3) 行為者からの相談	1 5
(4) 第三者からの相談	1 6

このマニュアルは、ハラスメントの防止に関する指針（以下「指針」という。）とともにハラスメントの事例や防止にかかる知識のほか、ハラスメント発生時の相談への対応方法を示している。全員がハラスメント行為者や被害者となりうる者として知るべきことであるので、全員が指針と共に十分に熟知すること。

※ 本マニュアル中、用語等は特に説明のない限り「指針」による。

第1 ハラスメントの種類

1 セクシュアルハラスメント

セクハラには2つの種類がある。なおセクハラは、行為者の意図を問わず、受ける側が精神的苦痛を感じるか否かが判断基準とされていることに留意すること。

① 対価型

職員の意に反する性的な言動に対するその職員の対応を理由に、当該職員が昇任、昇格の対象から除外されたり、客観的に見て不利益な配置換えをされる等の不利益を受ける場合。

【具体例】

- ・ 上司が職員に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該上司はその職員を、職務上の地位を利用して配置転換させた。
- ・ 出張中の車内で上司が職員の腰、胸等に触ったが、抵抗されたため、当該上司はその職員を、職務上の地位を利用して配置転換させた。
- ・ 職場で上司が日ごろから職員に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、当該上司はその職員を、職務上の地位を利用して昇任させなかった。

② 環境型

職員の意に反する性的な言動によりその職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該職員が就業する上で看過できない支障が生じる場合。

【具体例】

○ 性的な関心、欲求に起因するもの

- ・ スリーサイズを質問するなど、身体的特徴を話題にする。
- ・ 聞くに堪えない卑猥な冗談を言う。
- ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理か」、「もう更年期か」などと言う。
- ・ 「結婚はまだか」、「子どもはまだか」と執拗に尋ねる。
- ・ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする。
- ・ 相手の性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする。
- ・ 雑誌のグラビア等の卑猥な写真・記事等をわざと見せ、読み上げ、又は話題にする。
- ・ 身体を執拗に眺め回す。

- ・ 食事、酒宴、デート等にしつこく誘う。
- ・ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・電子メールを送る。
- ・ 肩を揉むなど、身体に不必要に接触する。

○ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「女には仕事は任せられない」、「女性は職場の花であればいい」、「女みtainな考え方をするな」、「もう少し女らしい服装をしたらどうか」、「女性なのに気が利かない」、「男のくせに根性がない」などと言う。
- ・ 「男の子、女の子」、「お嬢さん、おねえさん（おねえちゃん）」、「おじさん、おばさん」と呼ぶ。
- ・ 女性に対して、幼児に対する話し言葉で話し掛ける。
- ・ 女性であるというだけで職場でお茶入れ、掃除、私用等を強要する。
(非常勤職員であることを理由としても、これらのことを強要してはならない。)
- ・ 女性であることを理由として、軽易な仕事のみをさせる。

○ 職場外において特に起こりやすいもの

- ・ 性的な関係を強要する。
- ・ 酒席で、あらかじめ上司の側に座席を指定したり、女性職員を各テーブルに均等に座るよう強要する。
- ・ カラオケのデュエット、お酌、ダンス等を強要する。
- ・ 男性という理由で、飲酒を無理強いする。

2 パワーハラスメント

パワハラには6つの類型がある。

なお、パワハラについて、上司の部下に対する注意・指導等は業務遂行上不可欠であり、時には厳しい叱責が職員のキャリアを高める上で必要な場合もあるが、注意・指導する側は必要と考えても、受ける側は不愉快に感じることもあり得る。

パワハラかどうかの判断においては、こうした受け手の主観的な感情は基準とされず、本来業務の範囲を超えているか、客観的に見て該当するか否かが基準であり、社会通念上必要と認められる程度の注意・指導は、受け手がどのように感じようともパワハラではない。（「客観的」については第3の2を参照のこと）

① 暴行・傷害（身体的な攻撃）

暴行・傷害は、業務の遂行に関係するものであっても「業務の適正な範囲」には含まれない。

【具体例】

- ・ 殴打、足蹴りを行う。
- ・ 部下職員の意見が気に入らないと、書類を投げつけたりする。

② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）

【具体例】

- ・ 職員に対して、「こんな間違いをするやつは辞めてしまえ」、「おまえは給料泥棒だ」などと指導のレベルを超えた叱責をする。
- ・ 仕事のやり方を具体的に指導することなく、「仕事を失敗したのは、暗い性格のせいだ。何とかしろ。」などと、人格を否定するような発言（相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な発言を含む。）をする。
- ・ 仕事上の間違いに対して、執拗に何度も反省文の提出を命じる。
- ・ 仕事上の些細な間違いに対して、「おまえは小学生か」、「仕事のやり方が下手だ」などと皆の前で、長時間にわたる厳しい叱責や大声での威圧的な叱責を繰り返し行う。
- ・ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の職員宛に送信する。
- ・ 職員の意見が気に入らないと、椅子を蹴飛ばす。

【該当しないと考えられる例】

- ・ 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない職員に対して強く注意する。
- ・ 業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った職員に対して、強く注意する。

③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）**【具体例】**

- ・ 自身の意に沿わない職員に対して、仕事を外し、長時間にわたり別室に隔離する。
- ・ 一人の職員に対して、同僚が集団で無視や注視する、回覧物を回さないなどして、職場で孤立させる。

【該当しないと考えられる例】

- ・ 新規採用職員を育成するために短期間集中的に個室で研修等の教育を実施する。
- ・ 処分を受けた職員に対し、通常の業務に復帰させる前に、個室で必要な研修を受けさせる。

④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）**【具体例】**

- ・ 長時間にわたる肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係のない作業を命じる。
- ・ 新規採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
- ・ 職員に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。
- ・ 複数名で行ってきた大量の業務を一人の部下に全部押しつけ、明らかに実現不可能であるにもかかわらず、期限内にすべて処理するように命じる。
- ・ 必要性が乏しいにもかかわらず、毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じる。

【該当しないと考えられる例】

- ・ 職員を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる。
- ・ 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる。

⑤ 業務上の合理性なく、著しく能力や経験に見合わない業務を命じることや仕事を与えない（過小な要求）

【具体例】

- ・ 管理職である職員を退職させるため、誰でもできる業務を行わせる。
- ・ ある部下を仕事ができない人間だと決めつけ、何の説明もなく役職に見合った業務を全く与えない。
- ・ 業務上の意見を言った部下に対して、理由もなく仕事を与えないなどのペナルティを科す。

【該当しないと考えられる例】

- ・ 職員の能力に応じて、業務内容や業務量を軽減する。

⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

【具体例】

- ・ 職員を職場外でも継続的に監視したり、私物となる写真を撮影したりする。
- ・ 職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報を、当該職員の了解を得ずに他の職員に暴露する。（職員は、機微な個人情報の取扱に十分留意する必要がある。）
- ・ 合理的な理由がないにもかかわらず、一身上の問題など仕事以外のことに執拗に干渉する。
- ・ 交際相手の有無を聞いたり、過度に結婚を推奨する。

【該当しないと考えられる例】

- ・ 職員の業務や生活への配慮を目的として、職員の家族の状況等についてヒアリングを行う。
- ・ 職員の了解を得て、その職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す。

④から⑥までについては、業務上の適正な指導との線引きが必ずしも容易でない場合がある。こうした言動が「業務の適正な範囲を超える」かどうかの判断は、業務上の必要性、他の職員との比較など多角的に行われる必要がある。また、行為が継続的に行われているかどうかによっても左右される。

3 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

このハラスメントには2つの類型がある。

① 制度等の利用への嫌がらせ型

妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により勤務環境が害されるもの。

ア 不利益な取扱いを示唆するもの

職員が、制度等の利用の請求等をした旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより、上司がその職員に対し、昇任、配置換等の任用上の取扱いや、昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し、不利益を受けることを示唆すること。

【具体例】

- ・ 時間外勤務の免除について相談してきた職員に「時間外勤務ができない人は評価できない」と言う。

イ 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの

制度等の利用等の請求又は利用等をしたときに、それを止めさせる若しくは止めざるを得ないようにすること（なお、客観的にみて阻害されるものに限る。）。

【具体例】

- ・ 育児休業の取得を相談してきた部下に「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言い、取得をあきらめざるを得ない状況にさせる。
- ・ 介護休暇を請求すると言う同僚に「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言ったところ、同僚から「でも自分は請求したい」と再度言われたが、繰り返し同様の発言をして取得をあきらめざるを得ない状況に追い込む。

ウ 制度等を利用したことについて嫌がらせ等をするもの

職員が制度等の利用をしたことにより、上司又は同僚がその職員に対し、繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせ的な言動をすること、業務に従事させないこと又は専ら雑務に従事させること（当該職員がその意に反することを当該上司又は同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うこと等を含む。）

なお、客観的にみて、言動を受けた職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な悪影響が生じる等、その職員が勤務する上で看過できない程度の支障が生じるようなものを言う。

【具体例】

- ・ 「時間外勤務の制限をしている人に重要な仕事はさせられない」と繰り返し又は継続的に言い、専ら雑務のみをさせ、勤務する上で看過できない程度の支障を生じさせる。
- ・ 「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と繰り返し又は継続的に言い、勤務する上で看過できない程度の支障を生じさせる。

② 状態への嫌がらせ型

職員が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により勤務環境が害されるもの。

ア 不利益な取扱いを示唆するもの

職員が、妊娠等をしたことにより、上司がその職員に対し、昇任、配置換等の任用上の取扱いや、昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し、不利益を受けることを示唆すること。

【具体例】

- ・ 妊娠を報告してきた部下に「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言う。

イ 妊娠等をしたことにより嫌がらせ等をするもの

職員が妊娠等をしたことにより、上司又は同僚がその職員に対し、繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせにあたる言動をすること、業務に従事させないこと又は専ら雑務に従事させること（当該職員がその意に反することを当該上司又は同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うこと等を含み、客観的にみて、言動を受けた職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な悪影響が生じる等当該職員が勤務する上で看過できない程度の支障が生じるようなものをいう。）。

【具体例】

- ・ 「妊婦はいつ休むか分からないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に言う。
- ・ 「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に言う。

第2 職員に望まれる事項

1 ハラスメントの加害者とならないために

人は自分のことは正しく見えないものであり、それが自分の言動は正しいという勝手な思い込みになって、ハラスメントを招くケースは多い。すべての職員は次の点に留意し、自身が加害者にならないようにすること。

(1) ハラスメント別の留意事項

① セクハラ

ア 性に関する言動に対する受け止め方には個人差があり、行為者にとっては親しさを表すつもり
の言動であったとしても、本人の意図とは別に相手や周りの人を不快にさせる場合があること。

イ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な思い込みをしないこと。

ウ 相手とは良好な人間関係ができているという勝手な思い込みをしないこと。

② パワハラ

ア 業務上の命令や指導のつもりであっても、適正レベルを超え、精神的・身体的苦痛を与えるものは、パワハラに該当すること。

イ 「口が悪いのは愛情の裏返し」、「毒舌も個性」などと勝手に思い込まないこと。

ウ 相手との良好な人間関係が形成されているので、「この程度でパワーハラスメントと思われるわけがない」などと勝手に思い込まないこと。

③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

- ア 妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（その職員に直接行わない言動も含まれる）は、このハラスメントの原因や背景となること。
- イ そもそも、仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立するために支援の制度や措置があること。

(2) すべてのハラスメントに共通する留意事項

- ① 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- ② ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否や抗議をすることができないことなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないこと。
- ③ ハラスメントは職場だけでなく、職場の人間関係がそのまま持続する歓迎会等の酒席のような場など勤務時間外におけるハラスメントについても十分注意する必要があること。
- ④ 行政サービスの相手方など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも注意しなければならないこと。
- ⑤ 電話、ファックス、電子メール等により、恐怖心や精神的苦痛を与えることもハラスメントに該当すること。

2 ハラスメントを受けた者

ハラスメント行為者は、自身の言動がハラスメントと受け取られていることに気づいていない場合が多いため、ハラスメントを無視したり受け流したりして一人で我慢しているだけでは、必ずしも状況が改善されるとは限らない。心身の健康を害したり、職務の遂行に支障をきたしたりといった深刻な被害に発展させないため、また、他に被害者を作らないためにも、次のような行動が望まれる。

- ① 相手に対して明確に意思表示をすること。
はっきりと拒否や抗議等の意思表示をすることが重要であり、直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとるという方法もある。
- ② ハラスメントを受けた日時、内容等について記録しておくこと。
- ③ 相談担当職員や身近で信頼できる同僚又は知人等に相談すること。

3 ハラスメントが発生していることに気づいた周りの者

職員は、ハラスメントに気づいたときには、ハラスメントにより勤務環境が害されることを防ぐためにも、次のような対応をとることが必要である。

- ① 職場内のハラスメントについて問題提起する職員を逆に問題視するようなことをしないこと。
また、ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。
- ② ハラスメントとみられる言動を行った者に、職場の構成員として注意を促すこと。
- ③ 被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。

4 ハラスメントに関する相談を受けた者

相談を受けた者は、以下のことに留意し、被害者の思いに耳を傾けるとともに、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながるような建設的なアドバイスをし、対応するよう心がけること。また、ケースによっては相談者の同意を得た上で、所属長等所属の管理監督者、相談窓口に相談すること。

- ① 相談者のプライバシーを守ること。
- ② 相談者の意思を無視し、相談者の一方的な譲歩、犠牲において解決しようとするのは、相談者を更に傷つけることになること。
- ③ 興味本位に話を聞くことや無理に聞き出すことは避け、相談者の問題を十分に理解し、受け止めること。

第3 相談への対応

1 相談体制

ハラスメントに関する相談及び苦情への対応の具体的な方法等については「公益通報者保護規程第2章の通報処理体制及び第3章の当事者の責務」に準じて行うものとする。

相 談 窓 口	相 談 員
法人内相談窓口	・法人事務局 専務理事
外部相談窓口	・福岡中央労働基準監督署 担当者

- (2) 相談員は、別紙「公益社団法人福岡県理学療法士会ハラスメント相談・解決処理フロー」に則して対応等を行い、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。その際、相談員は、別紙様式の相談記録簿により相談の内容を整理し、相談を申し出た職員に対し助言等を行うものとする。
- (3) 相談の申出は、面談、手紙、電話、電子メール、FAXいずれによってもできるものとする。
- (4) 匿名での相談には原則として応じないものとするが、情報として記録し保管するものとする。
- (5) 最初の相談窓口はどこでもよいものとしているが、調査についてはハラスメント対策委員会（以下、委員会という）の調査チームが行うこととする。

2 相談を受ける者の基本的な心構え

相談を受けるのは、上司、同僚、相談員であつたりするが、共通して次に留意すること。

- ・当事者間の個人的問題として片付けることのないように意識すること。
- ・相談者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。
- ・事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- ・関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。
なお、関係者のプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ・相談を受けた場合において、相談をしたことを理由として、当該相談者に対して不利益な取扱いをしないこと。
- ・パワハラに該当するか否かは、主に受け手の気持ちで判断するセクハラとは異なり、客観的に見て該当するかどうかの判断が必要であること。

【「客観的」とは】

上司の部下に対する注意・指導等は業務遂行上不可欠であり、時には厳しい叱責が職員のキャリアを高める上で必要な場合もあるが、注意・指導する側は必要と考えても、受ける側は、不愉快に感じることもあり得る。

パワハラ判断は、こうした受け手の主観的な感情は判断基準とはされず、本来業務の範囲を超えているか、「客観的に見て」該当するか否かであり、社会通念上必要と認められる程度の注意・指導は、受け手がどのように感じようともパワハラではない。

客観的に見て該当するといえるためには、不適切な言動が継続的に行われることが要件とされており、一度だけでは直ちにパワハラに該当するとはいえないが、回数を重ねると該当する危険性が高まる。

また、言動が暴力・脅迫・侮辱などの刑法に該当する場合や、法律違反行為の強要に該当する場合等は、一度の言動でも、パワハラに該当することがある。

3 相談の進め方

相談を受けた相談員が採るべき具体的な対応は次のとおりである。

(1) 相談者からの事実関係等の聴取

① 聴取場所・体制

相談の内容を相談者以外の者に見聞きされないよう、周りから遮蔽された場所で行うこと。また、聴取者の捉え方の違いや、言った、言わないなど相談内容の的確な把握のため、相談者の了解の下、聴取する場合は2名で行うのが望ましい。

② 相談者が求めているものの把握

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応、喪失した利益の回復、謝罪要求等・過去の言動に対する対応など、相談者が求めていることを把握すること。

③ 時間的余裕やメンタルヘルスの確認

相談者の心身の状況等から判断して、相談への対応に当たり、どの程度の時間的な余裕があるのかを把握すること。

相談者が、メンタルヘルス不調を訴えている場合、必要に応じ、医療機関の受診を勧めること。

④ 話の聴き方

相談者の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聞くこと。

相談者が被害者の場合、ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らず、話が逸れることも想定されるが、次の点に留意し忍耐強く聴くよう努めること。

- ・相談者から無理に聞き出すことがないよう、相手のペースを大切にすること。
- ・自己の価値観は脇に置き、相談者の考えを尊重し、結論を急がないこと。
- ・客観的な事実の把握に努めつつ、共感を示しながら聴くこと。

⑤ 事実関係として把握すべき事項

- ・当事者（被害者及びハラスメント行為者とされる職員（以下「行為者」という。））間の関係
- ・問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。

- ・相談者は、行為者に対してどのような対応をとったか。
- ・上司に対する相談を行っているか。

なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、他に目撃者がいるかを把握すること。

- ⑥ セクハラは、受ける側が精神的苦痛を感じるか否かが判断基準とされているため、相談を受ける職員は、受けた側の立場に立って判断すること。

これに対して、パワハラや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについては、受け手の主観的な感情は判断基準とはされておらず、本来業務の範囲を超えているか「客観的に見て」どうかにより判断される。

- ⑦ 聴取内容の確認と記録

聞き違いの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充のため、聴取事項を書面で示したり、復唱するなどして相談者に確認すること。

また、聴取した事実関係等については、必ず記録に残すこと。

(2) 行為者からの事実関係等の聴取

- ① 相談者の了解

原則として、行為者から事実関係等を聴取する必要があるが、必ず相談者の了解を得た上で実施すること。

ただし、比較的軽微なものや、対応に時間的な余裕がある場合等については、管理監督者の観察や指導による対応が適当な場合も考えられるので、その都度適切な方法を選択して対応すること。

- ② 弁明の機会の付与

行為者から事実関係等を聴取する場合は、十分な弁明の機会を与えること。

- ③ 話の聴き方

行為者から事実関係等を聴取するに当たっては、事実関係が明らかになるまでは加害者と断定されたものではないことから、その主張にも耳を傾け、丁寧に話を聞くなど、上記(1)を参考に適切に対応すること。

(3) 第三者からの事実関係等の聴取

- ① 第三者からの聴取が必要な場合

職場内で行われたとされるハラスメントについて当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできない場合等は、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。

- ② 相談者の了解

第三者から事実関係等を聴取する場合には、必ず相談者の了解を得た上で実施すること。

聴取の際には、情報の漏洩は、事態の深刻化を招く恐れもあることから、守秘義務について十分説明した上、上記(1)を参考に適切に対応すること。

(4) 聴取後の対応

相談について具体的な措置を講じる場合は、会長の諮問により「ハラスメント対策委員会」にて相談内容について調査・審議し、会長への答申・協議の上、実施する。

- ① 相談内容は必要に応じて職員への報告や相談を要する場合は考えられる。その場合は、必ず相談者に了解を得るとともに、誰に（どこに）報告・相談して良いか確認してから行うこと。

- ② 管理職員に対する要請

行為者とされる職員の管理職員に対し、状況の観察及び問題があると認められる言動がある場合、適宜注意するよう要請すること。

③ 行為者に対する注意

行為者とされる職員に対し、その言動がハラスメントに該当する場合、直接注意すること。

職員以外の者が行為者の場合、(1)⑤による調査を踏まえ、行為者を雇用・管理監督する者に対し、注意等、必要な措置を求めること。

④ 相談者に対する説明

相談に基づいて具体的にとられた対応については、相談者に説明すること。

なお、対応に時間を要する場合には、対応状況等について、適宜、相談者に中間的に進捗状況を説明し、相談者が不信・不安感を募らせることのないようにすること。

⑤ 当事者間の斡旋

当事者間のコミュニケーション不足に起因すると認められる場合等においては、双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いを促すなどして、相互の誤解や行き違いの解消に努めること。

(5) 相談の記録

① 相談を受けた場合は、ハラスメントに関する相談記録簿（以下「記録簿」という。）により、処理内容等を記録すること。

その際、相談者の心身の状況等から時間的余裕がない場合や、人事上の措置が必要と考えられる場合、早急に、会長、事務局専務理事、ハラスメント対策委員長に記録を提出すること。

② 相談が解決した場合は、記録簿に問題処理のためにとった具体的な対応及びその結果等を記載して、会長、事務局専務理事、ハラスメント対策委員長に提出すること。

③ 関係者等に事実の確認等を行った時点又は解決に向けて一定の対応をした時点において、解決が困難と認められる場合は、記録簿に解決が困難と判断した理由、事案の問題点等を記載した書面を付して、会長、事務局専務理事、ハラスメント対策委員長に提出すること。

【参考】相談対応の流れ

＊「福岡県理学療法士会ハラスメント相談・解決処理マニュアルフロー」に準じて対応する。

但し、相談対応の大まかな流れは次のとおりだが、事案における関係者の数や主張の不一致等により進め方が異なるので、事案に合わせて適宜工夫が必要である。

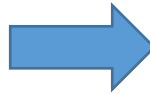
4 相談への対応例

(1) 被害者からの相談

① 行為者を直接注意する。または、その所属長に行為者への注意を要請する。

【事例ア】

性的なからかいの対象にするなどの言動や、職務遂行上適正な範囲を超えた感情任せの言動などによる指導を頻繁に行うことが問題にされており、行為者がハラスメントと受け取られる言動を行っているという意識がない。

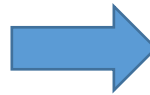


【対 応】

行為者に対し、その言動がハラスメントに該当する事を直接注意する。

【事例イ】

職場内で行われているハラスメントで、その対応に時間的な余裕があると判断される。



【対 応】

状況を観察し、行為者の言動のうち問題があると認められるものを適宜注意する。

② 被害者に対して指導・助言する。

【事例ウ】

職場の同僚から好意を抱かれ食事やデートにしつこく誘われたり、上司から業務とは関係のない個人的な雑用を強要され、被害者がそれを苦痛に感じている。



【対 応】

被害者自身が相手の職員に対して、苦痛と感じていることや言動を止めて欲しい旨を明確に意思表示するよう助言する。

③ 当事者間の斡旋を行う。

【事例エ】

被害者が行為者に謝罪を求めており、行為者も自らの言動について反省している。



【対 応】

被害者の要求を行為者に伝え、被害者に対して謝罪を促すよう斡旋する。

④ 人事上必要な措置を講ずるため、事務局との連携をとる。

【事例オ】

ハラスメントの内容がかなり深刻で被害者と行為者とを同じ職場で勤務させることが適当でないと判断される。



【対応】

人事当局との十分な連携の下に人事当局からの処分や当事者の人事異動等の措置をとる検討も必要となる。

(2) 行為者からの相談

【事例カ】

昼休みに自席のパソコンで、インターネット上の女性のヌード画像を周囲の目に触れるように眺めていたところ、隣に座っている同僚の女性職員から、他の職員の目に触れるのはセクハラであるとの指摘を受けたが、納得しかねる旨の相談があった場合

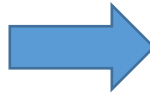


【対応】

相談者に対し、周囲の職員が不快に感じる以上はセクハラに当たる旨注意喚起する。

【事例キ】

職員を厳しく指導したところ、その職員からパワハラであるとの指摘を受けたが、納得しかねる旨の相談があった。



【対応】

指導の内容や指導された職員の状況を確認し、言動がパワハラとは必ずしも言えない段階でも、それが継続されることによりパワハラになり得る言動と認められれば、その言動を繰り返さないように注意喚起し、適切な指導方法を助言する。

【事例ク】

部下の男性職員からの育児休業の請求について「育児休業は男性が取得するものではない」と取り下げを指示したところ、別の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントであるとの指摘を受けたが、納得しかねる旨の相談があった。



【対応】

性別により育児休業の取得の是非を判断するのは適切でないことを説明するとともに、育児休業の取得の阻害は妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントになり得る旨注意喚起をする。

(3) 第三者からの相談

【事例ケ】

同僚の女性職員が、男性職員から性的な内容を含む不快な電子メールを日常的に繰り返し送られていることを聞いた職員から相談があった。



【対 応】

被害者である女性職員及び行為者である男性職員から事情を聴き、その事実がセクハラと認められれば、当該男性職員に対して注意を促す。

【事例コ】

非常勤職員の些細な失敗を人前で激しく叱責し、全く関係のないほかのことまで批判する言動を執拗に繰り返す職員がいるが、立場の違いから、本人が苦情を申し出ることをためらっており、代わりに第三者から相談があった。

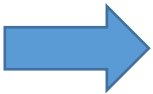


【対 応】

非常勤職員及びその職員から事情を聴き、その事実がパワハラと認められれば、当該職員に対して注意を促し、適切な指導方法を助言する。

【事例サ】

育児短時間勤務をしている職員が、同僚から「あなただけ短時間勤務なんて自分勝手だ。迷惑だ。」などと繰り返し言われている様子を見て、心配した第三者から相談があった。



【対 応】

育児短時間勤務をしている職員及び同僚の職員から事情を聴き、その事実が妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントと認められれば、同僚の職員に対して理解と注意を促す。

別紙様式

相 談 記 録 簿

相 談 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
区 分	☐ 電話 ☐ 文書・メール等 ☐ その他	
相 談 者	所 属 :	氏 名 :
	(匿名の場合) ☐ 男 ☐ 女 (歳代)	
相 談 ・ 苦 情 の 対 象 職 員	所 属 :	氏 名 :
	(不明の場合) ☐ 男 ☐ 女 (歳代)	
担 当 者 氏 名	所 属 :	氏 名 :
相 談 の 内 容		
対 応 状 況		

公益社団法人福岡県理学療法士会 公益通報者保護規程

第1章 総 則

第1条（目 的）

本規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）および医療法（平成29年法律第57号）に基づき、公益社団法人福岡県理学療法士会（以下「法人」という）の業務に関し、法令違反行為および医療（介護）安全管理の適正な実施に疑義を生じた場合等に関する通報・相談（以下「公益通報等」という）の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定めることにより、法人における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、より一層の法令遵守経営の強化に資する事を目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（通報窓口）

法人は、公益通報等を受け付ける窓口を法人事業所に設置する。通報窓口担当者は、公益通報等の内容について会長に報告しなければならない。

具体的には、法人事務所の窓口は事務局管理部専務理事とする。

2 通報等の法人外窓口として、以下の窓口の利用も可能である。

福岡中央労働基準監督署

窓口案内 所在地 〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1

連絡先 方面（労働条件関係） TEL：092-761-5607

FAX：092-761-5028

安全衛生課 TEL：092-761-5608

FAX：092-761-5616

労災課 TEL：092-761-5604

FAX：092-761-5029

総合労働相談コーナー TEL：092-761-5600

* 窓口取扱時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

第3条（通報者・相談者）

通報窓口の利用者は、法人と雇用関係にある職員等（正規職員・嘱託職員・パート職員・アルバイト・派遣労働者・契約社員・退職者（退職後1年以内）、法人理事、法人の取引事業者の関係者（従業員等）とする。

第4条（公益通報等の方法）

公益通報等は、電話・電子メール・FAX・書面・面会で行うものとする。

第5条（禁止事項）

通報者等は、事実と反する事を知っての通報、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的、誹謗・中傷等の目的による通報、その他の不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

第6条（通報等の受付）

各通報窓口担当者において、公益通報等を受けたときは、速やかに当該通報を受領した旨を当該通報者に通知しなければならない。

- 2 公益通報等は、原則として顕名によるものとする。ただし、匿名であった場合も通報の内容に応じて顕名による公益通報等に準じて取扱うものとし、通報者等を特定しない。

第7条（調査の必要性等の判断と決定）

会長は法人専務理事より公益通報等の報告を受けた場合は、速やかに通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報等に関する対応を決定し、調査担当者等へその指示を行う。

ただし、法令違反行為等として通報された事実が存在しない事が明らかであるときはこの限りではない。

- 2 会長は受け付けた公益通報等の取扱いについて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部専門家の意見を求めることができる。
- 3 調査の要否は通報等の受領後14日以内に決定する。
- 4 法人事務所は当該公益通報等に対する調査の実施について、速やかに通報者等に通知する。調査が行われない場合は、その理由を付して通知しなければならない。

第8条（調査の実施）

公益通報等に関する事実関係の調査は会長よりその指名を受けた者（以下「調査担当者」という）が行う。会長は調査担当者の中から調査責任者を選任する。

- 2 法令違反行為として通報された事実関係の調査は、書類調査、実地調査、聴き取り調査、その他の適切な方法により行う。
- 3 会長は公益通報等に関する事実関係を調査するにあたり必要があれば、別に調査委員会を設置することができる。

第9条（遵守事項）

調査担当者及び調査委員会委員は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員等および第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 2 調査担当者及び調査委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 調査担当者及び調査委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

第10条（協力義務）

調査対象部門の職員等は、通報等された事項に関する事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、調査に協力をしなければならない。

第11条（調査報告）

調査責任者は公益通報等の事案処理にあたっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、適時、その状況を会長に報告しなければならない。

(是正措置等)

会長は調査の結果、法令等に違反する行為が確認された場合は、速やか是正措置及び再発防止策を講じなければならない。又、必要に応じ、関係行政機関への報告・告発についても検討を指示しなければならない。

第3章 法人並びに関係者の責務

第12条（通報者の保護）

法人は、職員等が公益通報を行ったこと、ならびに相談したこと、及び事実関係の確認に協力したことなどを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないように、必要な措置を講ずる。

2 法人は公益通報及び相談の対応に当たっては、関係者のプライバシーの保護を遵守する。

3 法人は通報者等が通報等を行った事を理由として通報者等の職場環境が悪化する事のないように適切な措置を講じなければならない。又、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った職員等（法人役員を含む）がいた場合は就業規則に従い懲戒処分その他適切な措置をとる。

4 法人への派遣労働者及び法人の取引事業者の関係者が公益通報等を行ったことを理由として、当該者に対し、派遣契約の解除、その他不利益な取扱いを行ってはならない。

5 ただし、前4項において、通報者等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

第13条（守秘義務）

本規程に定める業務に携わる者・被調査者・その他通報等の案件に関与した者（通報者は除く）は通報された内容及び調査結果、その他通報案件に関する情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第14条（通報者等の守秘義務）

通報者等は、通報等の内容を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第15条（通報等を受けた者の責務）

通報窓口担当者に限らず、通報等を受けた者は本規程に準じ誠実に対応しなければならない。

第16条（軽減措置）

法令違反行為に関与していた職員等が、その調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

第17条（通知および公表）

法人は公益通報等を行った職員等に対して、当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合は是正措置等を速やかに通知しなければならない。

2 会長は、通報対象事実および是正措置等に関し、必要と認められる場合は、適宜公表するものとする。

第18条（事後確認）

法人は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

（1）法令違反行為の再発がないこと。

- (2) 是正措置および再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報等を行った職員等へ不利益な取扱いがないこと。

第4章 付 則

第19条（事務処理）

この規程に関する事務は、法人事務局管理部が担当する。

第20条（改廃等）

本規程の改廃等は理事会が定める。又、本規程の運用に際しては会長を責任者とする。

第21条（施行）

この規程は、2025年〇月〇日より施行する。

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	近藤 直樹	職	専務理事
議題	謝金規程改訂について		
内容及び 提出主旨	謝金規程の会員区分の見直しについて改訂案を提出する。 1. 下記の区分を修正する 「会員（一般）」 ⇒会員（登録理学療法士）※前期研修もしくは後期研修履修中のものは、本基準の半額（50%）とする。 「会員（専門・認定有資格者、教授、技師長クラス）」 ⇒会員（専門・認定有資格者） 「会員外専門職」 ⇒会員外 ※会員外理学療法士は除く 2. 下記の区分を廃止する 「介護予防教室講師（福岡市社会福祉協議会指定会場）」 理由） 1）本規程施行当時は福岡市からの委託事業のみであったが、現在は他の行政区等からも事業受託しているため 2）出務料（講師料）は、各行政区等からの委託費（外資）より会員に支払っているため 添付資料：有（審議_専務理事_1）		
主な 意見内容等	全会一致で承認		
結果	終了		

【謝金一覧表】

※1 コマ（90 分）を基準額とする（源泉含む）

※1 コマ（90 分）を基準額とすることから 60 分は基準額の 2/3 倍

※2 コマ（180 分）は 2 倍とし、3 コマ（210 分）以上の場合は 3 コマ目から半額（50%）とする

講師	時間	総支給額	源泉所得税及び	報酬手取り額
			復興特別税（10.21%）	
会員 （一般） （登録理学療法士） ※前期研修もしくは後 期研修履修中のもの は、本基準の半額 （50%）とする。	30 分	3,333	340	2,993
	60 分	6,666	680	5,986
	90 分【基準額】	10,000	1,021	8,979
	120 分	13,333	1,361	11,972
	180 分	20,000	2,042	17,958
	210 分	25,000	2,552	22,448
会員 （専門・認定有資格 者、 教授、技師長クラ ス ）	30 分	10,000	1,021	8,979
	60 分	20,000	2,042	17,958
	90 分【基準額】	30,000	3,063	26,937
	120 分	40,000	4,084	35,916
	180 分	60,000	6,126	53,874
	210 分	75,000	7,657	67,343
会員外専門職 （例：看護師） ※会員外理学療法士は 除く	30 分	10,000	1,021	8,979
	60 分	20,000	2,042	17,958
	90 分【基準額】	30,000	3,063	26,937

	120 分	40,000	4,084	35,916
	180 分	60,000	6,126	53,874
	210 分	75,000	7,657	67,343
医師	30 分	16,666	1,701	14,965
	60 分	33,333	3,403	29,930
	90 分【基準額】	50,000	5,105	44,895
	120 分	66,666	6,806	59,860
	180 分	100,000	10,210	89,790
	210 分	125,000	12,762	112,238
司会者・座長 ・コメンテーター	一つの講演：一律	2,000	204	1,796
介護予防教室講師 (福岡市社会福祉 協議会指定会場)	1回の介護予防 教室：一律	6,666	680	5,986
原稿謝礼	学術誌 1 ページに つき 7000 円	7,000	714	6,286
査読謝礼	原稿 1 題につき 2000 円	2,000	204	1,796

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	佐藤 憲明	職	管理部総務担当理事
議題	福岡県理学療法士会 入会オリエンテーションについて		
内容及び 提出主旨	福岡県理学療法士会入会・復会オリエンテーションについて審議をしていただきたい。 1.「新人オリエンテーション」の名称を「福岡県理学療法士会 入会オリエンテーション」に統一する。 2.総務主催のオリエンテーションを来年度から事業化する。 各ブロック主催とは役割分担を明確化する。 参加日程の選択肢を増やすために各養成校・施設へ 3 ブロックの開催日の案内を管理部が郵送する（2月末まで）。 3.各ブロック主催の入会オリエンテーション（春開催；4月～5月） 1) 対象：主に新人 2) 開催：対面（ハイブリッド含む） 3) ブロック共通のプログラム 会長からのメッセージ ブロック長のお話し；担当ブロックや担当理事の紹介 生涯学習案内 入会手続き案内 4.総務主催の入会・復会オリエンテーション（秋開催；9月） 1) 対象：主に 2 年目以上（復会含む） 2) 開催：Web 開催 3) 内容 県士会入会のメリットを伝える 休会・退会に関する説明（相談窓口や会費の支払いなど） 他県士会と比較してのメリット（研修会の参加費が安いなど） 5.講師謝金は無とする（交通費のみ）。 添付資料：無		
主な 意見内容等	説明者補足：福岡県理学療法士会入会オリエンテーションの名称を福岡県理学療法士会入会・復会オリエンテーションに変更したい。春開催のオリエンテーションとは内容を変えた内容にしたい。 質問 1：各ブロックのオリエンテーションについては「リハビリテーションの魅力を伝える」内容で各ブロック長が調整を始めているが、この内容に変更して再検討した方が良いのか？ブロックではハイブリッドで調整しているが、対面でないとダメか？ 回答：プログラムの骨子さえ守れば、ブロック毎に特色を出してよい。ハイブリットは可、追記する。 質問 2：この審議は総務単独の管轄か？ 回答：各ブロックは独立しており、春のオリエンテーションはブロック主催である。秋開催の「福岡県理学療法士会 入会・復会オリエンテーション」は総務主導とする。総務部はあくまで骨子提案である。 質問 3：ブロック主催のオリエンテーションについての審議がされていないのはなぜか？オリエンテーションの管轄は結局どこなのか？コミュニケーション不足を感じる。 回答：前回の理事懇談会で上記の内容について協議がなされているのでコミュニケーションが不足というわけではない。開催時期によって春は各ブロック、秋は総務部が管轄するという解釈がよい。		

	質問４：この場で決議されれば、各ブロック主催のオリエンテーションの骨子は、共通認識となり、ブロックに自由度はなくなるのか？春開催に向けて既に準備を進めており遅いと感じる。 回答：今回の提案は県士会の方向性を示す骨子である。本来、早めに各ブロックの担当者から情報をもらって骨子を作るべきだった。来年は早めにブロックからの情報を収集し 12 月理事会までに担当管轄部でのディスカッションと内容等の提案を行う。骨子の提案であり、各ブロックのオリエンテーションの特色を潰すつもりはない。今回は先行されて準備されているブロックには副会長から説明を行う。 質問５：各ブロックオリエンテーションでの特典についての統一は無くてもよいか？ 回答：各ブロックのオリジナルでよい 質問６：20 代の若者が飛びつきやすいタイトルに変えても良いのでは？ 回答：協会からの情報配信では、「〇〇オリエンテーション」と表記されているためサブタイトルで追記してほしい。 ブロック主催分は「福岡県理学療法士会 入会オリエンテーション」、総務主催分は「福岡県理学療法士会 入会・復会オリエンテーション」の名称とする。
結果	全会一致で承認 終了

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	佐藤 憲明	職	管理部総務担当理事
議題	令和 7 年度定時総会開催日時について		
内容及び 提出主旨	令和 7 年度定時総会の開催日時について審議をしていただきたい。 日時：令和 7 年 6 月 14 日（土）13：00～17：00 場所：博多駅周辺 添付資料：無		
主な 意見内容等	質問 1：この日は「日本リハビリテーション医学会（京都）」の日程 6/12（木）6/13（金）6/14（土）と重複しているが、大丈夫か？ 回答：事業報告の行政庁への提出による事務所の業務を勘案すると 6/15（日）に決定したい。会場次第では 6/14（土）もあり得る。		
結果	第一候補：令和 7 年 6 月 15 日（日）13：00～17：00 第二候補：令和 7 年 6 月 14 日（土）13：00～17：00 全会一致で承認 終了		

【理事会】 【審議】

事業分類	公益 1		
提出者	善明 雄太	職	学術推進部理事
議題	新規オンライン研修会事業について		
内容及び 提出主旨	学術研修大会がブロック開催への変更に伴い、事業検討の指示のもと部長・部員を含めて今後について検討した。結果、別紙の通りの案がまとまった。内容、効果等から実施すべき内容と考えたため、審議事項として提出する。また、この事業は会費外収入の増加、登録・認定更新を支援していくための事業になる。 添付資料：有（審議_学術推進部_1）		
主な 意見内容等	補足：低予算である程度の会費外収入が見込める。 質問 1：予算はどの程度考えているか？ 回答①：予算は 30 万円ほどで行けるのではないかな？ 回答②：（財務）予算は 120 万円ほどあるので問題ない。40 万円程度までの支出であれば許容できる 質問 2：オンラインで実施されると県内の各ブロック研修会の対面講義の事業が伸び悩む可能性がある。 回答：対面講義の時期と重ならないようにとは考えている。 学術研修会をブロック毎に変更した理由は、開催地から遠方の方が参加しにくい。オンラインにしなかった理由は県士会として人と人がつながる場を提供したいという信念のものの結果である。 質問 3：会員のメリットを考えると実施方法云々を考えない方が良い 回答：広義の意味で会員のメリットは高いので前向きに検討したいが、ブロック毎の研修会にも参加してほしい。オンライン研修会があるために、ブロック毎の研修会参加しないケースは減らしたい。 質問 4：別紙の事業名を再考してほしい。 回答：事業名は 2 案を元に再考する、事業計画にも記載する。		
結果	時期については担当理事からメール審議させてもらう 全会一致で承認 終了		

次年度の新規事業について

学術推進部理事：善明 雄太

学術研修大会がブロック開催になるため、部長・部員を含めて今後について会議を実施した。そのなかで、以下の内容の提案があった。内容、効果等から実施すべき内容と考えたため、審議事項として提出する。

事業名

第一案：第 107 回福岡県理学療法士会学術研修大会 in Web

第二案：臨床スキルアップ研修大会

内容

- ・ 90 分 1 コマにて 1 日 4 コマの講演を実施する
- ・ 2 コマは県外の著名な先生の講演とし、残り 2 コマは県内の認定・専門理学療法士取得者の講演とする
- ・ 座長は、全て内の認定・専門理学療法士取得者とする

参加費

案 1

県内会員：無料 県外会員：4,000 円 非会員：20,000 円 学生：無料

案 2

県内会員：2,000 円 県外会員：4,000 円 非会員：20,000 円 学生：無料

タイムスケジュール

① 9：00～10：30 ②10：40～12：10 ③13：00～14：30 ④14：40～16：10

必要予算

30 万～40 万程度

※講師謝金、会議費、当日配信場所への一部運営スタッフ交通費等

狙える効果

- ・ 県外、県内講師の講演を聞くことで県内会員、県外会員のスキルアップを狙う
- ・ 普段あまり聞くことのできない、県外講師の講演を聞くことができプラスの経験になる
- ・ 県外会員の参加が期待でき、会費外収入となる
- ・ Web 開催のため交通費等なしで講演をしていただくことができ、高いコストパフォーマンスを実現できる

【理事会】 【審議】

事業分類	法人		
提出者	諫武 稔	職	表彰委員会委員長
議題	日本理学療法士協会名誉会員推薦について		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度名誉会員推薦にあたり表彰委員会において表彰規程における推薦基準を検討した結果、福岡県理学療法士会より以下の 3 名を名誉会員として推薦したい。 名誉会員推薦 丸山 仁司 氏 74 歳 会員歴 1973 年より 51 年 9 ヶ月 所属：福岡国際医療福祉大学 副学長・教授 大峯 三郎 氏 77 歳 会員歴 1970 年より 54 年 9 ヶ月 所属：九州栄養福祉大学 客員教授 高橋精一郎 氏 75 歳 会員歴 1971 年より 53 年 9 ヶ月 所属：九州栄養福祉大学 学長補佐・教授 添付資料：有（審議_表彰委員会_1）		
主な 意見内容等			
結果	メール審議にて全会一致で承認 終了		

□議案提出者：表彰委員会 諫武 稔

□議案：日本理学療法士協会名誉会員推薦について

□内容：令和 6 年度名誉会員推薦にあたり表彰委員会において表彰規程における推薦基準を検討した結果、福岡県理学療法士会より以下の 3 名を名誉会員として推薦したい。

名誉会員推薦

丸山仁司先生 74 歳 会員歴 1985 年より 51 年 9 ヶ月

所属：福岡国際医療福祉大学 副学長・教授

大峯三郎先生 77 歳 会員歴 1977 年より 54 年 9 ヶ月

所属：九州栄養福祉大学 客員教授

高橋精一郎先生 75 歳 会員歴 1977 年より 53 年 9 ヶ月

所属：九州栄養福祉大学 学長補佐・教授

※業績については下記参照ください。

■丸山仁司先生

【researchmap】 <https://researchmap.jp/read0039341>

<原著>

Effect of progressive resistance exercise with neuromuscular joint facilitation on the dynamic balance performance of junior soccer players. J Phys Ther Sci. 2015,27:3433-3435.

Reliability of measuring pelvic floor elevation with a diagnostic ultrasonic imaging device. J Phys Ther Sci. 2015,27:2495-2497.

50 % 最大呼気口腔内圧による呼吸負荷に対する呼吸筋疲労の分析. 理学療法科学 2015,30(6):817-822.

専門職への意識と大学生活に対する入学前のイメージとが理学療法学科新入生に及ぼす影響. 理学療法科学 2015,30(4):595-598.

<著書>

筋骨格系の触診マニュアル 監修 ガイヤブックス 2011.

からだの機能と構造 I, II ガイアブックス 2011.

神経系理学療法学 医歯薬出版 2014.

考える理学療法 内部障害 文光堂 2008.

<総説>

理学療法における運動療法の位置づけと役割 理学療法 30(1):19-24,2013.

<講演>

丸山仁司：臨床と運動学. 第1回北京リハビリ研究会 2015-11-21

PK リハビリ病院 北京

丸山仁司：リハビリ上のリスク管理：第2回北京リハビリ研究会 2016-1-30

PKU リハビリ病院 北京

Hitoshi MARUYAMA: Clinical kinesiology. 2015 International Conference of Integrated Science in Martial Arts 2015-12-4 Taiwan

丸山仁司：中日リハビリ教育の現状比較. 2015 北大医療小児リハビリ国際フォーラム. 2015-10-23,24 北京

■大峯三郎先生

著書他

「服部リハビリテーション技術全書」(平成26年4月)

「義肢装具学第2版」(平成27年3月)

「図解運動療法ガイド」(平成29年3月)

社会活動 (一部記載)

・日本私立医科大学理学療法研究会会長 (平成15年10月～平成25年9月)

・日本義肢装具学会理事 (平成18年9月～平成24年9月)

受賞歴 (一部記載)

日本理学療法士協会 協会賞 (平成16年5月)

厚生労働大臣表彰 (平成17年11月)

日本義肢装具学会 飯田賞本賞 (平成22年11月)

■高橋精一郎先生

高橋先生は九州栄養福祉大学のホームページの業績に掲載されていますので御確認よろしくお願い致します。

<https://www.knwu.ac.jp/about/disclosure.html>

各教員の学位・業績 (令和6年度)。1P～5P

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	西浦 健蔵	職	会長
議題	会長活動報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月までの活動等を報告するもの。 【12 月】 7 日：理事懇談会 14 日：福岡ブロック管理者研修会 16 日：全研準備委員会会議 17 日：SPORTEC2024 開会式出席 20 日：田中まさし全国後援会会議 22 日：福岡ブロック学術研修大会 24 日：福岡県理学療法士会 三役会議 28 日：福岡県理学療法士会理事会、懇談会 【1 月】 10 日：九州医療機器団体連合 来賓出席 14 日：九州ブロック士会長会議（web） 15 日：全国士会長勉強会 20 日：福岡県理学療法士会入会オリエンテーション 27 日：福岡県第 2 回介護人材確保・定着促進協議会 29 日：第 61 回日研準備委員会 30 日：福岡県理学療法士連盟会議 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	廣滋 恵一	職	副会長
議題	副会長活動報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月までの活動等を報告するもの。 【12 月】 4 日：次年度予算会議 10 日：研究助成審議会会議 26 日：北九州市訪問 24 日：福岡県理学療法士会 三役会議 28 日：福岡県理学療法士会理事会 理事懇談会 【1 月】 20 日：福岡県理学療法士会入会オリエンテーション 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	松崎 哲治	職	副会長
議題	副会長活動報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月までの活動等を報告するもの 【12 月】 2 日：次年度予算会議 12 日：保健福祉部会議 15 日：福岡県介護予防指導者研修会 16 日：福岡県介護予防推進指導者養成研修打ち合わせ 22 日：福岡ブロック学術研修大会 学術推進部会議 24 日：福岡県理学療法士会 三役会議 25 日：福岡県在宅医療及び介護現場におけるハラスメント 啓発用リーフレット配布 28 日：福岡県理学療法士会理事会 【1 月】 19 日：福岡県介護予防指導者研修会 20 日：福岡県理学療法士会入会オリエンテーション 25 日：災害リハビリテーション研修会 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	諫武 稔	職	副会長
議題	副会長活動報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月までの活動等を報告するもの。 【12 月】 4 日：次年度予算会議 5 日：福岡ブロック会議 14 日：福岡ブロック管理者研修会 22 日：福岡ブロック学術研修大会 23 日：第 3 回介護支援専門員協会理事会 24 日：福岡県理学療法士会 三役会議 28 日：福岡県理学療法士会理事会、懇談会 【1 月】 15 日：役員報酬委員会 20 日：福岡県理学療法士会入会オリエンテーション 23 日：福岡ブロック会議 29 日：ふくおか健康づくり県民会議総会 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	遠藤正英	職	副会長
議題	副会長活動報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月までの活動等を報告するもの。 【12 月】 4 日：次年度予算会議 24 日：福岡県理学療法士会 三役会議 28 日：福岡県理学療法士会理事会、懇談会 【1 月】 20 日：福岡県理学療法士会入会オリエンテーション 22 日：福岡県理学療法士養成校連絡協議会 コア会議 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	近藤 直樹 田代 耕一	職	専務理事 管理部財務担当理事
議題	「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の一部を改正する法律について		
内容及び 提出主旨	令和 7 年 4 月に施行される「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正について報告するもの。 【内閣府説明会】 日 時：令和 7 年 2 月 7 日（金） 14：00～16：00 場 所：福岡県庁吉塚合同庁舎 内 容：新しい公益法人制度説明会 ・財政規律の柔軟化・明確化 ・行政手続きの簡素化・合理化 ・自律的なガバナンスの充実、透明性の向上 説 明：内閣府認定等委員会事務局公益法人行政担当室 出務者：近藤、田代 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	近藤 直樹	職	専務理事
議題	会員動向について		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度 1 月 31 日時点までの会員動向を報告するもの。 添付資料：有（報告_専務理事_2）		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

	総会員						退会				
	活動会員				休会会員	合計	任意退会	会費未納退会	休会経過退会	死亡退会	合計
	継続	新入会	復会	合計							
3/31付	5,091	380	32	5,503	1,390	6,893	125	40	56	1	222
4/30付	5,455	46	2	5,503	1,539	7,042	5	0	0	0	5
5/31付	5,506	134	8	5,648	1,534	7,182	11	0	0	0	11
6/30付	5,518	170	11	5,699	1,539	7,238	18	0	0	0	18
7/31付	5,556	225	16	5,797	1,476	7,273	24	42	68	0	134
8/31付	5,527	270	16	5,813	1,490	7,303	28	40	64	0	132
9/30付	5,520	288	18	5,826	1,497	7,323	34	36	63	0	133
10/31付	5,510	308	20	5,838	1,504	7,342	41	36	63	0	140
11/30付	5,498	323	21	5,842	1,514	7,356	48	36	63	0	147
12/31付	5,471	329	23	5,823	1,518	7,341	69	36	63	0	168
1/31付	5,359	339	23	5,721	1,594	7,315	112	36	63	1	212

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	近藤 直樹	職	専務理事
議題	後援名義について		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度 1 月 31 点までの後援名義承諾分を報告するもの。 添付資料：有（報告_専務理事_3）		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

令和6年度 後援名義使用依頼一覧表(承諾先)

回答日	承諾先	開催日	研修会名
令和6年4月2日	九州肺機能談話会	令和6年6月15日（土）	第81回九州肺機能談話会
令和6年5月9日	公益社団法人 福岡県病院協会	令和6年8月24日（土）	第15回県民公開医療シンポジウム
令和6年5月23日	一般社団法人 福岡県言語聴覚士会	令和6年9月7日（土）	「言語聴覚の日」事業「言語聴覚フェスタ2024」
令和6年5月23日	NPO地域共生を支える医療・介護・市民全国ネットワーク	令和6年11月3日・4日（土日）	NPO地域共生を支える医療・介護・市民全国ネットワーク 「第3回全国の集いin福岡2024」
令和6年7月5日	福岡県認知症医療センター	令和6年9月28日（土）	令和6年度福岡県地域住民、家族介護者向け認知症公開講座 「オレンジ健康フェスタ」
令和6年8月19日	公益社団法人 福岡県病院協会	令和6年10月19日（土）	第72回栄養管理研修会（WEB開催）
令和6年8月27日	公益社団法人 福岡県病院協会	令和6年10月5日（土）	第20回リハビリテーション研修会
令和6年9月2日	公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会	令和6年11月11日（月）	11月11日「介護の日」関連事業
令和6年10月30日	日本抗加齢医学会 九州地方会	令和7年2月22日・23日（土日）	第7回日本抗加齢医学会 九州地方会学術総会
令和6年11月12日	一般社団法人 全国在宅療養支援医協会福岡県支部	令和6年12月14日（土）	2024年度在宅フォーラムin福岡
令和6年11月13日	福岡県理学療法士連盟	令和6年12月25日（水）まで	臨床家のトップが実践する職場管理×臨床力 オンラインセミナー
令和7年12月18日	公益社団法人 福岡県病院協会	令和7年3月15日（土）	第21回リハビリテーション研修会
令和7年12月26日	九州肺機能談話会	令和7年6月21日（土）	第82回九州肺機能談話会
令和7年1月15日	福岡県福岡地区介護予防支援センター	令和7年2月15日（土）	2024年度 福岡県介護予防支援センター4地区合同研修会
令和7年1月21日	福岡県地域介護実習・普及センター（株）西日本医療福祉総合センター	令和7年3月29日（土）	「福祉のしごと就職フェアinなかま」

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	近藤 直樹	職	専務理事
議題	士会承認症例報告会・士会承認研修会報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度 12～1 月の士会承認症例報告会・士会承認研修会開催申請の報告をするもの。 ・ 症例報告会：52 回分 ・ 研修会：11 回分 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	近藤 直樹	職	専務理事
議題	専務理事活動報告		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度 12 月・1 月の活動等を報告するもの。 【12 月】 2 日：令和 7 年度事務局予算編成打合せ 4 日：令和 7 年度支部・ブロック予算編成打合せ 10 日：令和 6 年度修正予算打合せ（財務理事） 福岡県庁医療指導課打合せ 11 日：服部誠太郎福岡県知事事務所所長来訪対応 12 日：リハビリテーションを考える議員連盟総会（東京） 16 日：第 61 回日本理学療法学会学術研修大会第 4 回準備委員会 17 日：SPORTEC 福岡開会式参列（西浦会長同行） 19 日：吉村悠福岡第 10 選挙区支部長来訪対応 20 日：令和 7 年度予算編成打合せ（財務理事） 鬼木誠衆議院議員秘書来訪対応 24 日：第 6 回三役会議 26 日：北九州市スポーツ振興課訪問（廣滋副会長、志田理事同行） 28 日：第 5 回理事会・第 3 回理事懇談会 【1 月】 7 日：松尾統章自民党県議団会長新春の集い 10 日：九州医療機器連合会賀詞交歓会（西浦会長、遠藤副会長同行） 13 日：麻生太郎衆議院議員新春の集い 14 日：日本理学療法士協会九州ブロック会第 2 回臨時会長会議 20 日：入会オリエンテーション 29 日：第 61 回日本理学療法学会学術研修大会第 5 回準備委員会 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	佐藤 憲明	職	管理部総務担当理事
議題	令和 7 年度理事会開催日日程について		
内容及び 提出主旨	令和 7 年度理事会開催日日程 第 1 回 : 4 月 26 日 (土) 第 2 回 : 6 月 未定 (Web) 第 3 回 : 8 月 30 日 (土) 第 4 回 : 10 月 25 日 (土) 第 5 回 : 12 月 13 日 (土) 第 6 回 : 2 月 28 日 (土) 添付資料 : 無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	佐藤 憲明	職	管理部総務担当理事
議題	管理部（総務）会議報告		
内容及び 提出主旨	第 4 回管理部総務会議 日 時:令和 6 年 12 月 23 日(月) 19 : 30～20 : 45 場 所:Web 開催 議 題(または内容) 県士会入会オリエンテーションについて、令和 7 年度理事会日程について 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	佐藤 憲明	職	管理部総務担当理事
議題	福岡県理学療法士会 入会オリエンテーション		
内容及び 提出主旨	日 時:令和 7 年 1 月 20 日(月) 18 : 00～18 : 40 場 所:県士会 zoom ウェビナー 内容:ブロック紹介、生涯学習案内、入会手続き案内 出務者:8 名 添付資料 : 無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	佐々木圭太	職	管理部広報担当理事
議題	公式アプリ、公式 LINE 登録者数および FPTA タイムズ配信数について		
内容及び 提出主旨	令和 7 年 2 月 2 日時点の登録者数 アプリ：4,597 名（前回報告比+29 名） LINE：916 名（同+8 名） FPTA タイムズ：12 月号 6,895 名、1 月号 6,879 名、 1 月臨時号 6,879 名と 6,882 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	今村純平	職	管理部災害対策担当理事
議題	長崎県災害リハビリテーション研修会視察報告		
内容及び 提出主旨	1. 長崎県災害リハビリテーション研修会視察 日 時：令和 7 年 1 月 11 日（土）～1 月 12 日（日） 場 所：長崎県佐世保市相浦地区コミュニティーセンター 内 容：1) 令和 7 年度 3 士会合同災害医療研修の企画に向けた視察 1 日目（14 時～18 時）：REHUG ファシリテーター養成研修 2 日目（9 時～13 時）：REHUG 演習 2) 講師、長崎県 3 士会との意見交換 出務者：2 名（OT2 名、ST1 名も同行） 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	今村純平	職	管理部災害対策担当理事
議題	会議報告		
内容及び 提出主旨	1. 第5回福岡PT・OT・ST3士会合同災害医療研修会会議 (※令和7年度開催分の研修会の会議である) 日 時：令和7年1月27日(月) 19:00～19:50 場 所：Web開催 内 容：1) 長崎県の災害リハ研修会視察報告 2) 研修会内容の概要決定 出務者：4名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	善明 雄太	職	学術推進部理事
議題	学術推進部会議報告		
内容及び 提出主旨	1. 第 41 回学術推進部会議 日 時：令和 6 年 12 月 22 日(日) 19:00～20:00 場 所：Web 会議 内 容：次年度の事業及び体制について 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	久保田 勝徳	職	学術推進部理事
議題	学術推進部会議報告		
内容及び 提出主旨	1. 第 38 回学術推進部会議 日 時：令和 6 年 12 月 4 日（水） 20：00～21：00 場 所：Web 開催 議 題：第 34 回福岡県理学療法士学会、シンポジウム I の講師・座長との打ち合わせ 出務者：4 名 2. 第 39 回学術推進部会議 日 時：令和 6 年 12 月 9 日（月） 19：00～20：30 場 所：Web 開催 議 題：第 34 回福岡県理学療法士学会、ランチタイムセミナー2 の講師・座長との打ち合わせ 出務者：4 名 3. 第 40 回学術推進部会議 日 時：令和 6 年 12 月 11 日（水） 20：00～21：00 場 所：Web 開催 議 題：第 34 回福岡県理学療法士学会、シンポジウム 2 の講師・座長の打ち合わせ 出務者：2 名 4. 第 41 回学術推進部会議 日 時：令和 6 年 12 月 26 日（木） 19：00～20：00 場 所：Web 開催 議 題：第 34 回福岡県理学療法士学会の進捗について 出務者：9 名 5. 第 43 回学術推進部会議 日 時：令和 7 年 1 月 16 日（木） 20：00～21：00 場 所：Web 開催 議 題：理学療法福岡 38 号の進捗、理学療法福岡の投稿規程の見直しについて 出務者：6 名 6. 第 44 回学術推進部会議 日 時：令和 7 年 1 月 29 日（水） 20：00～21：30 場 所：Web 開催 議 題：第 34 回福岡県理学療法士学会の進捗について 出務者：10 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	平田 大勝	職	職能事業担当理事
議題	天皇杯・皇后杯 第 41 回飯塚国際車いすテニス大会（Japan Open2025/Iizuka Open2025）第 1 回実行委員会		
内容及び 提出主旨	開催日：令和 7 年 1 月 21 日（火） 会場名：飯塚市役所穂波庁舎 1 F 1 0 2 会議室 時間：18:30～20：00 出務者：1 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	平田 大勝	職	職能事業担当理事
議題	スポーツ事業研修会		
内容及び 提出主旨	日時：令和 6 年 12 月 22 日(日) 10:00~13:00、14:00~17:00 会場名：そぴあしんぐう 内容： テーマ：福岡県理学療法士会スポーツ事業研修会について 講 師：内菌 幸亮 氏 (Re+ Physical Training Center) テーマ：高校野球サポート事業説明 講 師：内菌 幸亮 氏 (Re+ Physical Training Center) テーマ：救護対応について 講 師：川越 大輔 氏 (ふくしま整形外科クリニック) テーマ：対応事例検討及びテーピング実技 講 師：村上了 氏 (金澤整形外科委員) テーマ：車いすテニス事業について 講 師：植田 順子 氏 (自宅) テーマ：トーナメントトレーナーの役割と実際 講 師：三浦 慶太郎 氏 (さくら整形外科・内科・リハビリテーション科医院) 司 会：内菌 幸亮 氏 (Re+ Physical Training Center) 参加者：高校野球 11 名、車椅子テニス 10 名 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	脇坂 成重	職	職能事業担当理事
議題	市民公開イベント事前事業		
内容及び 提出主旨	日 時：令和 6 年 12 月 15 日（日） 8:30～12:30 場 所：多々良小学校体育館 内 容：令和 7 年 2 月 15 日開催予定の市民公開イベント内で行うスポーツ鬼ごっこの事前告知と事前練習を兼ねてスポーツ鬼ごっこ体験会のリハーサルを実施した。 出務者：1 名 参加者：48 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	脇坂 成重	職	職能事業担当理事
議題	Furee worKU 事業		
内容及び 提出主旨	1. 第 3 回 Furee worKU 事業会議 日 時：令和 6 年 12 月 19 日（木）20:00～21:00 場 所：Web 開催 内 容：令和 6 年度の活動状況の確認、記事内容の確認 出務者：4 名 2. 第 4 回 Furee worKU 事業会議 日 時：令和 7 年 1 月 16 日（木）21:00～22:00 場 所：Web 開催 内 容：令和 7 年度の活動計画立案、予算の見直し 出務者：4 名 添付資料：有（報告_職能事業_1）		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

Furee worKU事業 令和7年度事業計画書

1. 事業概要

Furee Worku（フリーワーク）は、県民や会員、養成校学生など多くの方を対象とした、**理学療法士の普及啓発を目的**として、PTの新しい働き方や魅力を発信するSNS媒体を活用した2022年度より開始となった新規事業である。

2. 事業方針

- 会員のキャリア形成の促進および職域拡大の推進
- 理学療法士に関する認知度向上

【事業方針】

会員のキャリア形成の促進および職域拡大の推進
理学療法士に関する認知度向上

【事業内容】

インタビュー記事の投稿
Xでの情報拡散

理学療法士の魅力を発信する

県民のみならず、理学療法士（士）を知っていますか？
理学療法士のみならず、私たちの仕事内容がどれだけ県民のみなさんに認知されているか知っていますか？福岡県理学療法士会では、福岡県民の啓蒙を目的とした「理学療法士の認知度調査」を行いました。その結果、理学療法士の仕事内容まで知っている方は2割にも満たず、仕事内容も病院でのリハビリ以外はあまり知られていない結果となりました。
これは、私たち理学療法士にとって非常に残念な結果といえます。
理学療法士は「カラダづくり」と「動作の専門家」です。

理学療法士の新しい働き方を提案する

理学療法士を取り巻く情勢は大きく変化しました。日本理学療法士協会の調べでは、14万人近くの会員数のうち8割は病院勤務であることが明らかになっています。しかし、理学療法士という資格は病院勤務でしか活かすことができないのでしょうか？私たちの答えはそうではないと思っています。持っている資格はたとえ活用しなくても、人や社会のための貢献の仕方には様々な形があるはずです。これまで福岡県理学療法士会では病院勤務を前提とした教育コンテンツやイベントに力を入れていました。しかしこれからは、新しい時代の変化に対応しようとしている理学療法士の様々な働き方を取り上げることで、見る人に新たな選択肢と可能性の提供に努めてもらえるような情報発信が求められます。

インタビュー記事一覧



第32回福岡県理学療法士学会タイアップインタビュー



大学教授に聞く！？ 理学療法と教育とSNS
教育志望から理学療法へ、そして研究者へ
玉利誠さん
2023.08.08



自責思考のマインドを女性専用サロンナーに聞いてみた！
どうやらできるかしら考えない後ろに引かないマインドセット
渡川沙弥香さん



住まいと暮らしをコーディネートしwell-beingの実現を目指す
工務店でハタラク理学療法士の実例
天米穂さん

3. 事業計画

① 活動内容

インタビュー記事の投稿やXへの投稿により、会員に対して理学療法士の新しい働き方を提案していく。また本年度より、県民に向けて理学療法士の魅力を発信することを目的に、他団体とのタイアップ記事を投稿していく。

★インタビュー記事：4名（3か月に1度の頻度で投稿）

[インタビュー候補]

音地先生：福岡県理学療法士学会大会長

西浦会長：全日大会長、福岡県理学療法士会会長、福岡県理学療法士連盟会長

佐々木理事：国際経験、福岡県理学療法士会広報担当

立石先生（船津）：学術活動

●タイアップ記事：5件（県民にPTの魅力や活動を知ってもらうために、他団体や企業とタイアップした記事を投稿していく）

候補：スポーツ鬼ごっこ協会、アビスパ福岡、福岡県庁、DCD学会、高校生

② 年間スケジュール

年間投稿件数：9件

月	活動内容
2月	次年度活動計画の確定、インタビューの確定
4月	★タイアップ記事（県士会×スポーツ鬼ごっこ協会）
5月	●音地先生（福岡県学会大会長）インタビュー記事投稿
7月	★タイアップ記事（県士会×県庁）：ヘルプマークの普及啓発
8月	●佐々木先生（理事、広報）：国際活動、県士会広報
9月	★タイアップ記事（県士会×高校生）：インターンシップの取組
11月	●立石先生（産業医科大）：学術活
1月	★タイアップ記事（県士会×アビスパ福岡）：社会連携活動
2月	●西浦会長（日研大会長、県士会会長、連盟会長）インタビュー投稿
3月	★タイアップ記事（県士会×DCD学会）：発達障害の普及啓発

4. 予算

インタビューへの謝金：12,000円×4名＝48,000円

※タイアップ記事は謝金、双方にメリットあり、かつインタビューほど時間を要さないため謝金なし。

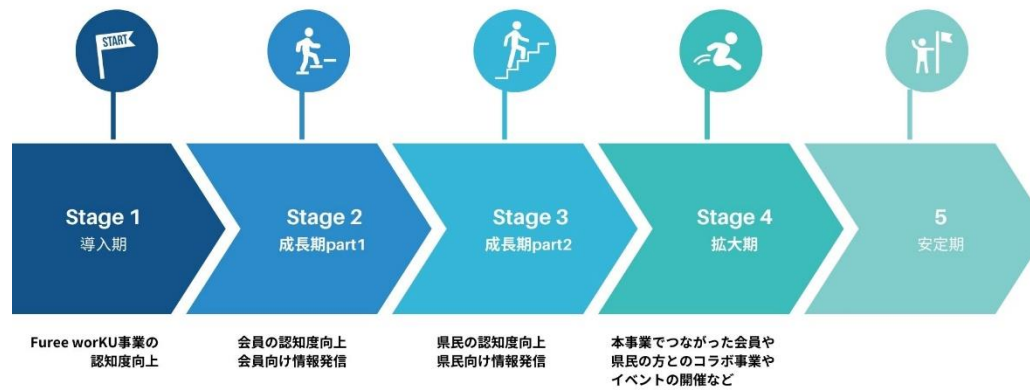
会議費：2,000円×4人×4回/年＝32,000円

合計：80,000円

5. 今後の事業展開

事業開始となり3年目となり、stage3へ移行していく。従来の会員向けの情報発信に加え、他団体とのタイアップにより、より多くの県民に理学療法士の魅力や職域を発信していくことをミッションとする。

今後の事業展開



【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	脇坂 成重	職	職能事業担当理事
議題	第 23 回健康 21 世紀福岡県大会実行委員会（第 3 回）		
内容及び 提出主旨	日 時：令和 7 年 1 月 21 日（火）17:00～18:00 場 所：福岡県庁 内 容：第 23 回健康 21 世紀福岡県大会の実績報告、第 24 回健康 21 世紀福岡県大会の企画 出務者：1 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	脇坂 成重	職	職能事業担当理事
議題	県民健康づくりセミナー		
内容及び 提出主旨	日 時：令和 6 年 12 月 26 日（木） 9:00～10:00 場 所：福岡県医師会館 講 師：石松元太郎 氏（宗像水光会病院） テーマ：身体活動で健康づくり 内 容：講演動画を撮影し、医師会ホームページ上で視聴可能となっている。 出務者：1 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	平田 大勝	職	職能教育担当理事
議題	令和 6 年度 福岡県介護業務における介護職員の腰痛予防研修会（応用編）		
内容及び 提出主旨	日時：令和 7 年 1 月 19 日（日） 10：00 ～ 15：00 場所：福岡市介護実習普及センター 5 階介護実習室 内容： 「令和 6 年度 福岡県介護業務における介護職員の腰痛予防研修会（応用編）」 1) 講義 10：00～10：55 「腰痛予防のための組織マネジメントの視点」 講師 長谷川 矩之 氏（福岡市介護実習普及センター） 2) 講義・演習 10：55～11：05 「基本の介助姿勢、腰痛予防体操」 講師 野田 智幸 氏（福岡青洲会病院） 3) 演習 4 グループに分かれ、下記の①～④をローテーション ①「スライディングボードの活用」 講師 野田 智幸 氏（福岡清州会病院） 中村 誠志 氏（合同会社 リハプラス） ②「スタンディングリフトの活用」 講師 平野 雅也 氏（小倉リハビリテーション病院） ③「据え置き式リフトの活用」 講師 染矢 利章 氏（いのり若宮医院） 長谷川 矩之 氏（福岡市介護実習普及センター） ④「床走行式リフトの活用」 講師 久保 貴照 氏（戸畑リハビリテーション病院） 3) 質疑応答・事務連絡 14：45～15：00 司会者 吉村 美香 （福岡国際医療福祉大学） 運営スタッフ 井内 陽三 氏（新田原訪問看護ステーション） 吉村 美香 氏（福岡国際医療福祉大学） 参加者：介護職 14 名、看護師 1 名、管理者 1 名の合計 16 名 出務者：8 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	中村 雅隆	職	職能教育担当理事
議題	令和 6 年度 学校保健等教育関連理学療法研修会		
内容及び 提出主旨	日時：令和 6 年 12 月 3 日(火) 19:00～21:00 場所：Web 開催 内 容：テーマ：「学校保健への介入支援～スクールトレーナー制度の理解と導入～」 講師：中村 雅隆 氏（しらたに整形外科クリニック） 小樋 雅隆 氏（株式会社 麻生 飯塚病院） 司会：緒方 友登 氏（産業医科大学病院） 参加者：143 名 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	中村 雅隆	職	職能教育担当理事
議題	健康促進支援事業		
内容及び 提出主旨	1.九州歯科大学（1日目） 日時：令和6年12月13日(金) 9:30～15:30 場所：九州歯科大学 大会議室 内容：九州歯科大学の職員に対して、身体機能測定を実施し、運動指導を行なった。 参加者：24名 出務者：3名 2.九州歯科大学（2日目） 日時：令和6年12月18日(水) 9:30～15:30 場所：九州歯科大学 大会議室 内容：九州歯科大学の職員に対して、身体機能測定を実施し、運動指導を行なった。 参加者：23名 出務者：3名 3.トヨタ（打ち合わせ） 日時：令和6年12月24日(火) 16:30～17:30 場所：Web 開催 内容：①第2回の内容のフィードバック ②第3回の内容についての打ち合わせ 出務者：2名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	その他		
提出者	永野忍	職	北九州ブロック 総務・財務担当理事
議題	北九州ブロックアンケート実施報告		
内容及び 提出主旨	1.第2回北九州ブロックアンケート 実施期間：令和6年11月17日（日）～12月15日（日） 内容：広報について 回答者数：55名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	永野忍	職	北九州ブロック 総務・財務 担当理事
議題	令和 6 年度北九州ブロック 北九州 1 支部マネジメント研修会 (日本理学療法士協会指定管理者研修会)		
内容及び 提出主旨	日 時：令和 6 年 12 月 19 日（木）19:00～20:30 場 所：九州医療スポーツ専門学校 テーマ：自分たちの地域を取り巻く外部環境について 講 師：福田 洸 氏（株式会社日本経営） 司 会：兵頭 正浩 氏（新小倉病院） 参加者：24 名 出務者：6 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	志田啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	飯塚市理学療法士・作業療法士・言語聴覚士派遣業務		
内容及び 提出主旨	飯塚市地域ケア会議アドバイザー事業 日 時：令和 6 年 12 月 17（火） 15:00～16:00 場 所：庄内多田の里 講 師：西村 天利 氏 参加者：12 名 第 28 回飯塚市介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 18 日（水） 9 時 00 分 ～ 10 時 00 分 場 所：栗尾公民館 講 師：大西悠太朗 氏 参加者 5 名 市町村への啓発 日 時：令和 7 年 1 月 21 日（火） 10 時 00 分 ～ 12 時 00 分 場 所：飯塚市本庁 内 容： 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についての話し合い 参加者：西村 天利 氏 第 29 回飯塚市介護予防教室 日 時：令和 7 年 1 月 23 日（水） 9 時 00 分 ～ 10 時 00 分 場 所：県営有安団地集会所 講 師：石田 猛流 氏 参加者 14 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	志田 啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	桂川町理学療法士・作業療法士・言語聴覚士派遣業務		
内容及び 提出主旨	第 47 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 3 日（火） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町吉隈二 講 師：渡邊ちひろ 氏 参加者：13 名 第 48 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 13 日（金） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町瀬戸 講 師：小樋 雅隆 氏 参加者：6 名 第 49 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 16 日（月） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町土師二 講 師：三宅 彩音 氏 参加者：7 名 第 50 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 17 日（火） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町土師一 講 師：米玉利茉理奈 氏 参加者：5 名 第 51 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 23 日（月） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町平山二 講 師：西村 啓佑 氏 参加者：9 名 第 52 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 6 年 12 月 24 日（火） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町弥栄 講 師：西村 啓佑 氏、西村 天利 氏 参加者：12 名 第 53 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 7 年 1 月 8 日（水） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町町内山田 講 師：栗山 将太 氏 参加者：9 名 第 54 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 7 年 1 月 16 日（木） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町天道 講 師：新屋 成征 氏 参加者：17 名		

	第 55 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 7 年 1 月 20 日（月） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町寿命 講 師：渡邊ちひろ 氏、山下 丞 氏 参加者：14 名 第 56 回桂川町介護予防教室 日 時：令和 7 年 1 月 24 日（金） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分 場 所：桂川町第一豆田 講 師：小樋 雅隆 氏 参加者：4 名 添付資料：無
主な 意見内容等	特になし
結果	終了

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	志田 啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	北九州 2 支部体力測定会		
内容及び 提出主旨	第 8 回北九州 2 支部会議 日 時：令和 6 年 12 月 5 日（木） 19 時 00 分 ～ 19 時 30 分 場 所：web 内 容：第 4 回北九州 2 支部体力測定会の準備 出務者：2 名 第 4 回北九州 2 支部体力測定会（キャリア教育研究会 夢事業） 日 時：令和 6 年 12 月 9 日（月） 12 時 30 分 ～ 16 時 00 分 場 所：北九州市立あやめが丘小学校 参加者：60 名 出務者：2 名 第 9 回北九州 2 支部会議 日 時：令和 6 年 12 月 10 日（火） 20 時 00 分 ～ 20 時 30 分 場 所：web 内 容：保健福祉部事業の一般会員参加率向上に向けた検討 出務者：4 名 第 11 回北九州 2 支部会議 日 時：令和 6 年 12 月 26 日（木） 19 時 00 分 ～ 21 時 00 分 場 所：web 内 容：本年度の保健福祉部事業の進捗報告 来季に向けた課題の抽出と方針について 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	志田 啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	北九州マラソン実行委員会		
内容及び 提出主旨	北九州マラソン実行委員会 第 2 回救護部会 日 時：令和 6 年 12 月 17 日（火） 19 時 00 分 ～ 20 時 00 分 場 所：西日本総合展示場新館 内 容：北九州マラソンの救護部の活動内容について 出務者：1 名 北九州マラソン実行委員会 事前打ち合わせ 日 時：令和 6 年 12 月 26 日（木） 14 時 00 分 ～ 15 時 00 分 場 所：北九州市役所 内 容：・北九州マラソンにおける理学療法士の活動内容について ・参加する理学療法士に対する社金の支払方法について 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	志田 啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	嘉麻市理学療法士・作業療法士・言語聴覚士派遣業務		
内容及び 提出主旨	第 3 回嘉麻市体力チェック 日 時：令和 6 年 10 月 17 日（月） 10 時 00 分 ～ 11 時 00 分 場 所：嘉麻市上牛隈公民館 講 師：西村 天利 氏 参加者：6 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	志田 啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	第 2 回筑豊地区地域包括ケア実践交流会		
内容及び 提出主旨	第 2 回筑豊地区地域包括ケア実践交流会 日 時：令和 7 年 1 月 24 日（金） 19 時 00 分 ～ 20 時 30 分 場 所：飯塚病院 内 容：地域ケア会議や介護予防事業に関する情報交換 出務者：8 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	志田 啓太郎	職	北九州ブロック 保健福祉担当理事
議題	水巻町在宅老人世帯等住宅改造助成事業		
内容及び 提出主旨	第 1 回水巻町在宅老人世帯等住宅改造助成事業 日 時：令和 6 年 11 月 7 日（木） 16 時 00 分 ～ 17 時 00 分 場 所：遠賀郡個人宅 出務者：1 名 第 2 回水巻町在宅老人世帯等住宅改造助成事業 日 時：令和 6 年 11 月 28 日（木） 16 時 00 分 ～ 17 時 00 分 場 所：遠賀郡個人宅 出務者：1 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	後藤 圭	職	北九州ブロック 学術担当理事
議題	北九州支部研修会		
内容及び 提出主旨	第 3 回 北九州 1 支部研修会 日 時：令和 6 年 12 月 5 日(木) 19 時 00 分 ～ 20 時 30 分 場 所：web テーマ：臨床疑問（CQ）をエビデンス（EBPT）から探求する 講師：森 駿一朗 氏（霧ヶ丘つだ病院） 司会：田鍋 拓也 氏（健和会大手町病院） 参加者：26 名 出務者：4 名 第 3 回北九州 2 支部研修会 日 時：令和 6 年 12 月 11 日（水）19:00～20:30 場 所：八幡西生涯学習総合センター 大会議室 テーマ：「フレイル・サルコペニアの基礎・評価方法と介入」 ～セラピストが知るべき病態解釈と臨床応用～ 講 師：中山 大貴 氏（九州医療スポーツ専門学校） 司 会：森 俊樹 氏（戸畑総合病院） 参加者：41 名 出務者：6 名 北九州ブロック研修会 日 時：令和 6 年 12 月 7 日（土）8：30～17：30 場 所：製鉄記念八幡病院 テーマ： ・臨床に役立つレビュー論文攻略法：文献検索と読み解き方 ・脳卒中関連サルコペニア：最新知見と治療戦略 ・心臓手術映像を通じて、病態の把握と術後リハビリの留意点について 考えよう ・症例検討会 講 師： 鳥山 昌起 氏（南川整形外科病院） 田中 翔太 氏（製鉄記念八幡病院） 宮川 幸大 氏（小倉記念病院） 司 会： 林 優太 氏（新田原聖母病院） 杉本 望 氏（産業医科大学病院） 後藤 圭 氏（製鉄記念八幡病院） 参加者：121 名 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	後藤 圭	職	北九州ブロック 学術担当理事
議題	北九州支部会議		
内容及び 提出主旨	第 10 回北九州 2 支部会議 日 時：令和 6 年 12 月 23 日（月）19 時 00 分～21 時 00 分 場 所：WEB 内 容：来年度の講師選定・症例報告会について 参加者：9 名 北九州ブロック会議 日 時：令和 6 年 12 月 18 日（水）18 時 30 分～19 時 30 分 場 所：WEB 内 容：来年度の講師選定・症例報告会・事業について 参加者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	齊藤 貴文	職	福岡ブロック 学術研修担当理事
議題	福岡支部研修		
内容及び 提出主旨	1. 第 3 回福岡 2 支部研修会 日 時：令和 6 年 12 月 13 日(金) 19:00～21:00 場 所：桜十字福岡病院 内 容：社会参加の必要性を知ろう！！～高齢者の身体機能に与える効果とは～ 講 師：吉田 純一 氏（社会医療法人 青洲会 青洲の里） 座 長：白川 達也 氏（佐田病院） 参加者：10 名 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	修了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	齊藤 貴文	職	福岡ブロック 学術研修担当理事
議題	福岡ブロック研修会 事前会議報告		
内容及び 提出主旨	1. 福岡ブロック研修会会議 リフレッシュセミナー企画 日 時：令和 6 年 12 月 9 日(月) 19:00～20:00 場 所：WEB 開催 内 容：リフレッシュセミナー企画内容のすり合わせと流れの確認 出務者：5 名 2. 福岡ブロック研修会会議 ワークショップ企画 日 時：令和 6 年 12 月 9 日(月) 19:00～20:00 場 所：WEB 開催 内 容：ワークショップ企画内容のすり合わせと流れの確認 出務者：5 名 3. 福岡ブロック研修会会議 特別講演企画 日 時：令和 6 年 12 月 11 日(月) 19:00～20:00 場 所：WEB 開催 内 容：特別講演企画内容のすり合わせと流れの確認 出務者：4 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	齊藤 貴文	職	福岡ブロック 学術研修担当理事
議題	福岡ブロック研修会		
内容及び 提出主旨	1. 福岡ブロック研修会 日 時：令和 6 年 12 月 22 日(日) 9:00～16:30 場 所：天神医療リハビリ専門学校 内 容：研修会プログラム ・リフレッシュセミナー 講演：「嚥下理学療法の実践」 講師：宇野 勲 氏（桜十字福岡病院） 講演：「がん患者における周術期リハビリテーション」 講師：中井明日翔 氏（北九州市立医療センター） ・特別講演 講演：「脳卒中片麻痺者の歩行再建の理論と実践と創意と工夫と評価と解釈」 講師：中谷 知生 氏（宝塚リハビリテーション病院） ・一般公開講座 講演：「患者会の活動について」 講師：山下 幸子 氏（北九州失語症友の会 あすの会） ・キャリアデザイン 講演：「自分らしく生きる」 講師：伊東 浩樹 氏（社会福祉法人もやい聖友会） ・公募型ワークショップ① 講演：「PNF を用いた体幹の治療」 講師：藤原 光祐 氏（平塚整形外科医院） ・公募型ワークショップ② 講演：「介護リフトを中心とした福祉用具・機器」 講師：天米 穂 氏（株式会社神崎工務店） ・士会主催症例検討会（発表者：12 名） 参加者：60 名 出務者：15 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	岡本伸弘	職	福岡ブロック 保健福祉担当理事
議題	委託事業報告		
内容及び 提出主旨	・ 12 月糸島市地域ケア会議：13 件 ・ 1 月糸島市地域ケア会議：14 件 ・ 12 月糸島市訪問 C 事業：3 件 ・ 1 月糸島市訪問 C 事業：4 件 ・ 12 月糸島市介護予防指導事業：2 件 ・ 1 月糸島市介護予防指導事業：2 件 ・ 12 月福岡市理学療法士派遣業務：6 件 ・ 1 月福岡市理学療法士派遣業務：10 件 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	岡本伸弘	職	福岡ブロック 保健福祉担当理事
議題	福岡ブロック保健福祉部会議		
内容及び 提出主旨	1. 第 5 回福岡ブロック保健福祉部会議 日 時：令和 6 年 12 月 11 日(水) 20:00～21:50 場 所：Web 会議 内 容：福岡ブロックにおける産業保健および学校保健事業の計画 出務者：7 名 2. 第 6 回福岡ブロック保健福祉部会議 日 時：令和 6 年 12 月 25 日(水) 20:45～21:15 場 所：Web 会議 内 容：・福岡ブロックにおける産業保健事業資料の作成 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	岡本伸弘	職	福岡ブロック 保健福祉担当理事
議題	地域活動		
内容及び 提出主旨	1. 福岡キャリア研究会「夢授業」の視察 日 時：令和 6 年 12 月 5 日(木) 12:40～16:40 場 所：福岡市立福岡中学校 内 容：日程、時間、規模、規定等についての調査 出務者：1 名 2. 産業保健および健康経営実施企業との意見交換 日 時：令和 6 年 12 月 26 日(木) 15:00～16:30 場 所：山下医科機器株式会社 内 容：産業保健および健康経営課題のヒアリング 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	岡本伸弘	職	福岡ブロック 保健福祉担当理事
議題	福岡市理学療法士派遣事業検討会議		
内容及び 提出主旨	1. 第 1 回福岡市理学療法士派遣事業検討会議 日 時：令和 7 年 1 月 16 日(木) 19:00～20:00 場 所：Web 会議 内 容：令和 7 年度福岡市理学療法士派遣事業の実施内容の検討 出務者：7 名 2. 第 2 回福岡市理学療法士派遣事業検討会議 日 時：令和 7 年 1 月 24 日(金) 19:00～20:00 場 所：Web 会議 内 容：令和 7 年度福岡市理学療法士派遣事業の実施内容の検討 出務者：6 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	諫武 稔	職	福岡ブロック長
議題	第 6 回福岡ブロック会議（総務・財務部）		
内容及び 提出主旨	1. 第 6 回福岡ブロック会議（総務・財務部） 日 時：令和 7 年 1 月 23 日(木) 19:30～21:00 場 所：Web 会議 議 題：今年度の振り返り 次年度事業計画について 新入オリエンテーション 管理者研修会 他 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	諫武 稔	職	福岡ブロック長 総務・財務担当理事
議題	福岡ブロック 3 支部合同マネジメント研修会（管理者研修会）		
内容及び 提出主旨	1. 福岡ブロック 3 支部合同マネジメント研修会（管理者研修会） 日 時：令和 6 年 12 月 14 日（土） 14：00～16：00 場 所：麻生リハビリテーション大学校 内 容： - 福岡ブロック 3 支部合同管理者研修会 講演① テーマ：「現在の PT に求められること 後進育成で持つべき視点」 講 師：西浦 健蔵 氏(福岡県理学療法士会 会長 甘木中央病院) 講演② テーマ：「キャリア形成と支援について」 講 師：秋吉 亜希子氏(福岡青洲会病院) - 福岡ブロック支部管理者向け研修会 講演③ テーマ：「災害支援について」 講 師：諫武 稔 氏(社会医療法人青洲会本部) 司 会：川崎 恭太郎 氏（桜十字大手門病院） 参加者：10 名 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	岡本 伸弘	職	福岡ブロック 保健福祉担当理事
議題	福岡ブロック部長の異動について		
内容及び 提出主旨	現在、福岡ブロック保健福祉部の荒木部長が、職場の人事異動に伴い、北九州ブロックの保健福祉部へ異動することとなりました。 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 1		
提出者	安 勇喜	職	筑後ブロック 学術担当理事
議題	第 3 回筑後 1 支部研修会		
内容及び 提出主旨	1. 第 3 回筑後 1 支部研修会 日 時：令和 6 年 12 月 20 日(金) 19:00～21:00 場 所：WEB 開催 テーマ：「セラピストにできる災害時の支援、部署管理」 講 師：福田 輝和氏（朝倉医師会介護支援センター） 司 会：安 勇喜氏（甘木中央病院） 参加者：80 名 出務者：4 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	村上 武士	職	筑後ブロック 保健福祉担当理事
議題	第 2 回筑後ブロック保健福祉担当者会議		
内容及び 提出主旨	1.第 2 回筑後ブロック保健福祉担当者会議 日 時：令和 6 年 12 月 18 日(水)19:00～21:00 場 所：WEB 会議 内 容：(1)今年度の保健福祉事業の確認 ①令和 6 年度 久留米市フレイル予防啓発イベント 日 時：令和 7 年 1 月 26 日（日）10：00～15：00 場 所：ゆめタウン久留米 1 階 ウエストコート催事スペース ②くるらんマラソン 日 時：令和 7 年 3 月予定 ③おおむた健康フェア からだの健康チェック～フレイルを予防しよう～ 日 時：令和 7 年 2 月の予定 (2)令和 7 年度の事業計画 出務者：6 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	村上 武士	職	筑後ブロック 保健福祉担当理事
議題	令和 6 年度 第 4 回久留米市地域包括ケア実践交流会		
内容及び 提出主旨	1.令和 6 年度 第 4 回久留米市地域包括ケア実践交流会 日 時：令和 6 年 12 月 11 日(水) 19:00～20:00 場 所：聖マリアヘルスケアセンター プレゼンテーションルーム 内 容：(1)実践交流会開催の経緯説明 (2)各事業における実務担当者からの報告・連絡 (3)県士会・介護予防支援センターからの報告・連絡 (4)その他 参加者：16 名 出務者：8 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	村上 武士	職	筑後ブロック 保健福祉担当理事
議題	第 2 回「久留米市フレイル啓発予防イベント」関係者会議		
内容及び 提出主旨	1. 第 2 回「久留米市フレイル啓発予防イベント」関係者会議 日 時：令和 6 年 12 月 12 日(木) 19:00～20:00 場 所：久留米市役所 303 会議室 内 容：(1) 開会 (2) 参加団体紹介 (3) 議題 フレイル予防啓発イベント運営マニュアルの確認 (4) その他 久留米ゆめタウンの会場下見による事前確認 令和 7 年 1 月 20 日（月）19：00 から 出席者：各団体のリーダー・サブリーダー 出務者：2 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	村上 武士	職	筑後ブロック 保健福祉担当理事
議題	第 3 回「久留米市フレイル啓発予防イベント」関係者会議		
内容及び 提出主旨	1. 第 3 回「久留米市フレイル啓発予防イベント」関係者会議 日 時：令和 7 年 1 月 20 日(月) 19:00～20:00 場 所：ゆめタウン久留米 内 容：(1) 久留米ゆめタウンの会場下見による事前確認 ・会場の位置、広さの確認 ・当日の駐車場、集合場所、出入り口、物品搬入方法、役割分担の確認 ・展示ブースのレイアウト、必要物品の確認 (2)その他 久留米市フレイル啓発予防イベント 令和 7 年 1 月 26 日（日）10：00～15：00 （集合 8：00） 出席予定人数：16 人 実施予定内容：片足立ち上がりテスト 2 ステップテスト 握力測定 簡単内フィードバック びしゃっとの配布 出務者：3 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 2		
提出者	村上 武士	職	筑後ブロック 保健福祉担当理事
議題	令和 6 年度「久留米市フレイル予防啓発イベント」への参加		
内容及び 提出主旨	1.令和 6 年度「久留米市フレイル予防啓発イベント」 日 時：令和 7 年 1 月 26 日(日) 8:00～15:30 イベント 10:00～15:00 場 所：ゆめタウン久留米 1 階 ウェストコート催事スペース 内 容：(1)参加団体 ・福岡県作業療法協会 ・福岡県言語聴覚士会 ・久留米三井薬剤師会 ・福岡県歯科衛生士会 ・くるめ地域支援センター ・福岡県栄養士会 ・久留米市長寿支援課 (2)ブース来場者数 212 名 (3)実施内容 ・片足立ち上がりテスト・2 ステップテスト・握力測定 ・結果説明 (4)反省点 ・来場者の荷物を置く場所が確保できていなかった。そのため待機用の椅子を使用することとなった。 ・荷物置きカゴを片足立ち上がりテスト 2 個、2 ステップテスト 2 個、握力測定 2 個、結果説明 4 個の設置が必要であった。 ・握力テストは通路をふさがない位置で行う必要があった。 ・結果説明担当が座る椅子が必要であった。 ・結果説明が順番待ちで列ができたため養生テープによる整列のためのライン表示が必要であった。 ・管理倉庫に公益法人のビプスが無かったため社団法人のウインドブレーカーを使用した。 ・管理倉庫に福岡県理学療法士会のぼり旗が無かったためイベントで使用できなかった。 ・啓発事業などで速やかに使用できるように理学療法士会のビプスとのぼり旗をブロックごとの管理としてほしい。 (5)出務者 15 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	公益 3		
提出者	村上 武士	職	筑後ブロック 保健福祉担当理事
議題	令和 7 年度 介護認定審査会委員、地域包括ケア会議出務者等の推薦		
内容及び 提出主旨	1.令和 7 年度 介護認定審査会委員、地域包括ケア会議出務者等の推薦 介護認定審査会委員 ・みやま市 ・久留米市 ・広域連合 ・大川市 ・大牟田市 ・筑後市 ・朝倉市 ・八女市 障害支援区分認定審査会委員 ・みやま市 地域包括ケア会議 ・八女市 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	佐川 優	職	役員報酬委員会委員長
議題	第3回役員報酬委員会		
内容及び 提出主旨	第3回役員報酬委員会 日 時：令和7年1月15日(水) 19:00～20:00 場 所：WEB 開催 内 容：①令和6年度の役員報酬について ②役員報酬規程の確認 出務者：6名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	佐川 優	職	役員報酬委員会委員長
議題	令和 6 年度役員報酬について		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度役員報酬について委員会にて検討した結果、会長 12 万円(1 名)、副会長 10 万円(4 名)、理事 8 万円(19 名)、監事 6 万円(3 名)の計 222 万円(27 名)としたい。 添付資料：有（報告_役員報酬委員会_1）		
主な 意見内容等	補足：役員報酬は計上利益（7,500 万円）の 5%以内と規定されているため、今年度の役員報酬上限額は 350 万円とする。尚、総会での審議は未決であるため、後日総会へ審議依頼をかける予定。 意見：特になし		
結果	終了		

令和 6 年度役員報酬について

2025 年 2 月 3 日

役員報酬委員会

委員長 佐川 優

役員報酬規程の確認と令和 6 年度の予算案について確認し、予算案の中で経常収益の合計金額が約 7500 万円であり、役員報酬規程で経常収益の 5%以内と定められているため、最大で 375 万円。会長 1 名、副会長 4 名、理事 19 名、監事 3 名の計 27 名の役員報酬額を検討する。協会のために私的な時間を使用して頂いていることと会長になりたいと思えるよう報酬を検討した。会長 12 万円、副会長 10 万円、理事 8 万円、監事 6 万円の計 222 万円と決定する。

また、役員報酬規程の第 3 条 2 項に、「役員報酬の支給は、毎年度末までに役員報酬委員会を開催し、法人の財務状況を考慮した上で支給額を検討し総会へ提案する。」の文言あり。今年度は、役員報酬委員会初年度のため、2024 年度役員報酬を今年度の総会に提案するという規定通りの動きは出来ていない。そのため、令和 6 年度の役員報酬については、2025 年 3 月末に支払いを行い、2025 年 6 月の総会で報告し承認を得る。否決または異議申し立ての場合は、総会にて決定する。

会長	12 万円	1 名
副会長	10 万円	4 名
理事	8 万円	19 名
監事	6 万円	3 名
合計	222 万円	27 名

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	秋 達也	職	選挙管理委員長
議題	委員会報告		
内容及び 提出主旨	第 7 回選挙管理委員会 日 時：令和 6 年 12 月 16 日(月) 19：00～20：30 場 所：Web 開催 議 題(または内容) ・ I-VOTE 動作確認 ・ 広報スケジュール確認 ・ アンケート結果報告の学会発表について 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	秋 達也	職	選挙管理委員長
議題	役員選挙結果について		
内容及び 提出主旨	役員選挙立候補期間において、役員理事立候補者 25 名、監事 2 名の立候補者があった。 選挙規定に基づき、立候補者定数内のため無投票当選とした。 立候補者一覧は HP 内の選挙サイトに掲示済み。 添付資料：無		
主な 意見内容等	総会にて承認の後、当選証書発行手続きを行っていく。 意見：監事は定員 3 名に対し 2 名の立候補であった。要綱上、定員を満たさない場合、理事会より最大定数まで推薦を出すとされているが、それでよろしいか。 回答：それで構わない。		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	廣滋 恵一	職	研究助成審議会委員長
議題	会議報告		
内容及び 提出主旨	第 2 回研究助成審議会会議 日時：令和 6 年 12 月 10 日（火）19：00～19：40 場所：web 開催 内容：令和 6 年度研究助成申請内容（1 件）について 承認要件の確認 採用決定通知（1 月 28 日） 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【報告】

事業分類	法人		
提出者	岡本 伸弘	職	福岡県理学療法士養成校 連絡協議会
議題	会議報告		
内容及び 提出主旨	第４回 福岡県理学療法士養成校連絡協議会 会議 日時：令和 7 年 1 月 22 日（水）20：00～21：15 場所：web 開催 内容：次年度に関する以下の内容を協議した。 1．指導者講習会の開催日（2 回）について 2．臨床実習指導者講習会フォローアップセミナー開催日について 3．対面会議開催日について 4．2 対 1 マニュアルの進捗について 5．協議会の会長、副会長に選定について 出務者：5 名 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【依頼】

事業分類	法人		
提出者	廣滋 恵一	職	副会長
議題	新組織体制の点検・強化について		
内容及び 提出主旨	令和 6 年度の新組織体制に移行し、 ・ 学術研修大会のブロック開催化に伴う学術推進部の業務分掌の見直し ・ 広報体制の強化と業務分掌の見直し ・ 災害対策体制にかかる業務分掌の見直し ・ 支部体制にかかる事務分掌の見直し を行い、組織体制の点検・強化が必要と考える。 ⇒次回 4 月理事会に点検・強化のチェックシートを提示する。 各担当理事より 5 月末をめどに改善点の報告を集約したい。 添付資料：無		
主な 意見内容等	特になし		
結果	終了		

【理事会】 【その他】

1. 次回理事会の案内

日時：令和 7 年 4 月 26 日（土） 14:00～

場所：麻生リハビリテーション大学校

資料締め切り：令和 7 年 4 月 12 日（土） *理事会開催の 2 週間前

報告事項：令和 7 年 2 月 1 日（土）～令和 7 年 3 月 31 日（月）

以上この議事録の内容が正確であることを証明するため、出席した会長、監事は、次の通り署名する。

令和 7 年 2 月 22 日

公益社団法人 福岡県理学療法士会

会長 西浦 健蔵

監事 日野 敏明

〃 田中 裕二

〃 泉 清徳